

令和4年第4回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和4年12月6日

本日の会議 令和4年12月7日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長	青田浩二君	議事課 長	福本美也子君
係 長	江口美和子君	主 任	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	鈴木典秀君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	日名子達也君
企画財政部 長	森川寛子君	建設産業部 長	山口新吾君
住民福祉部 長	栗山浩二君	健康保険部 長	富永正彦君
水道局 長	田中一之君	会計管理者	宮崎伸之君
教育次 長	山本昭彦君	教育委員会 理事	田中真君
総務課 長	村田ゆかり君	情報政策課 長	木須紀彦君
秘書広報課 長	大山康彦君	契約管財課 長	永野英明君
地域安全課 長	山口聡一朗君	政策企画課 長	中村元則君
土木管理課 長	山崎禎三君	都市計画課 長	前田将範君
産業振興課 長	荒木隆君	福祉課 長	川内佳代子君
住民環境課 長	中尾盛雄君	健康保険課 長	藤崎隆行君
介護保険課 長	村田佳美君	教育総務課 長	森本陽子君
生涯学習課 長	北野靖之君		

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時25分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は会議規則第54条第1項の規定を順守し、簡明をお願いいたします。

なお、通告外にわたっての発言は、できないことを申し添えます。

通告順1、内村博法議員の①老朽化公共施設の対応についての質問を許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

皆さんおはようございます。サッカーは非常に残念な結果となりました。ただ、日本国民にとっては非常に良いニュースであったんじゃないかなと思っております。健闘をたたえたいと思います。そして長崎市出身の森保監督、吉田さんですね。敬意を表したいと思います。それでは早速一般質問に入りたいと思います。

①老朽化公共施設の対応について。公共施設管理につきましては、長与町公共施設等総合管理計画や長与町公共施設個別施設計画において基本的な方針が策定されていますが、内容において公共施設の脱炭素の対応や他自治体との広域化対応、さらには国家賠償法および消防法などの法的責任を念頭に置いた管理責任体制の在り方や老朽化更新に伴う跡地活用の構想などが具体的に示されていません。そこで、下記の老朽化公共施設の対応について質問いたします。（1）図書館および健康センターの複合化施設建設計画について。本施設につきましては、既に購入済みの図書館建設用地に図書館と健康センターを合築し、複合化施設として建設する旨の方向性が昨年出ております。今年10月の全員協議会では検討状況の説明がありました。そこで、次の点を質問いたします。（イ）図書館および健康センターを複合化した理由については、建設費と維持管理費用の縮減ならびに図書館の利用増しなどが挙げられている。老朽化公共施設は、健康センター以外にもあるが、健康センターを図書館との合築に選定した理由は何か。（ロ）新施設の脱炭素との対応はどのような計画となっているか。また、町民へのサービス向上のためのデジタル化導入はどのように考えているか。（ハ）複合化施設においては、国家賠償法や消防法などの法的責任を念頭においた管理責任体制の在り方を明確にしておく必要がある。すなわち建物全体の安全管理者選定などの安全管理体制や責任者を明確にしておく必要がある。今回の複合化施設の安全管理体制などはどのように考えているか。（ニ）老朽化更新に伴う両施設の跡地活用はどのように考えているか。（ホ）図書館の財源は、今回、公共施設等適正管理推進事業債を活用することになったが、健康センターの財源については補助金などのめどは全くないのか。（ヘ）本施設は、設計委託費用や建設費用が多額となるため、プロポーザル方式などの入札に当たっては、公正性が損なわれないように官製談合には十分に気をつける必要がある。官製談合防止対策はどのように考えているか。また、複合化以外に本施設の建設費用や維持管理費用の縮減対策はどのように考えているか。（ト）本施設の防災機能はどのように考えているか。

(2) 老人福祉センターについて。本施設の老朽化対策については、平成26年9月議会で、「本施設の在り方については長与町社会福祉協議会と協議を重ねながら住民のニーズに応えられる施設になるように検討を進め、福祉、健康増進、介護等の関係部局の横の連携も含めた施設づくりを含めて検討していきたい」旨答弁されている。そこで改めて次の点を質問する。(イ) 耐震改修促進法の改正が施行され、本建物は耐震診断努力義務化の対象になっているが、耐震診断はいまだ実施していないと聞いている。いつ実施するのか。(ロ) 前回の答弁から10年近く経過しているが、本建物は老朽化がかなり進んでおり、今後敷地を含めた施設の在り方の検討を急ぐ必要がある。2025年問題が間もなく到来するが、本センターはまさに福祉、健康増進、介護の中核的役割を担う施設として重要性が増してくる。また、高齢者や住民が誰でも気楽にいつでも行けるような交流の場としての機能や、併せて周辺の商店街の活性化につながるなどの機能を持った施設を検討する必要がある。そこで、このような老人福祉センターの重要性ならびに建物老朽化の進行に鑑み、早急に具体的な設計を検討し、早期建て替えを実施すべきと考えるが、町長はどのように考えているか。(ハ) 本施設の地下駐車場および土地は契約管財課、1階、2階は社会福祉協議会、3階、4階は生涯学習課の複合化施設となっている。これも上記(1)の施設と同様に国家賠償法や消防法などの法的責任を念頭に置いた管理責任体制の在り方を明確にしておく必要がある。すなわち建物全体の安全管理者選定などの安全管理体制や責任者を明確にしておく必要がある。消防法による防火管理者も含めて現状はどのようになっているか。以上、質問いたしますのでよろしく願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

おはようございます。それでは今回最初の質問者であります内村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。1番目1点目です。老朽化公共施設の対応についての、健康センターを図書館との合築に選定した理由は何かというご質問でございますけれども、新図書館の整備方法につきまして、ほかの施設との複合化を含めてさまざまな可能性を検討してまいりましたけれども、長与町公共施設等総合管理計画に基づき、健康センターにつきましても同じく老朽化が進んでいる状況などから、2つの施設を合築する方針と決めました。この複合化により、図書館と健康センターが持つそれぞれ単独の機能に加えまして、両施設の相互利用による相乗効果、整備や運営に係る経費の効率化といったメリットが見込まれます。また新複合施設には、子どもの遊び場や運動できる場所、憩いの場などの新たな機能も検討しておりまして、より多くの方々が集い交流を深めるなど、にぎわいの創出につながるような施設を目指しているところでございます。次に、(ロ) 町民へのサービス向上のためのデジタル化導入はどのように考えているかというご質問でございます。新複合施設は、想定延床面積がおおよそ3,000平米の大規模な施設であり、エネルギーの消費量が大きくなることが想定されております。本町は、20

21年3月に、2050年までに地球温暖化対策に向けた二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指しました、いわゆる「ゼロカーボンシティ長与」宣言を行うなど環境負荷に配慮し、温暖化防止、脱炭素化を目標としているところでございます。施設の整備におきましても、環境評価の高い施設整備といたしまして、複層ガラスやLED照明など省エネ性能の高い設備等の採用により、一次エネルギー消費量を削減するほか、太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入し、ZEB Ready以上の認証取得を目標としているところでございます。また、自然環境に配慮した緑化促進におきましては、緑地の整備などの推進により、緑豊かな景観づくりを目指してまいります。ほかにも長与町木材利用促進基本計画に基づきまして、長与町産の木材による内外装の木質化や備品への活用なども検討をしております。デジタル化導入につきましては、図書館における貸し出しの利便性と蔵書管理の効率化等のため図書にICタグを貼り付け、自動貸出機を設置いたします。また、セキュリティゲートを設置し、自動貸出機と連携したシステムによりまして、館内蔵書の管理を強化いたします。ほかにもWi-Fi環境の整備等も検討をしております。利用者にも利便性の高い施設となるよう研究を進めているところでございます。続きまして（ハ）の複合化施設の安全管理体制などはどのように考えているのかというご質問でございます。新複合施設では、従来の2つの施設の機能に加え、新たな子どもの遊び場などこれまでと異なる幅広い層の方々に施設を利用していただくことを想定しておりまして、利用者の利便性や需要を考慮しながら、適切な開館時間、休館日を検討しているところでございます。複数の機能が複合するため、機能ごとに求められる専門性を維持しつつ一体的な利用者対応、事業連携、施設維持管理等の観点から各業務部門が専門性を発揮でき、効率的な運営体制を構築するため、管理体制につきましても協議を進めているところでございます。安全管理体制につきましても並行して協議を進めてまいりたいと思っております。次に（ニ）老朽化更新に伴う両施設の跡地利用はどのように考えているのかというご質問でございます。両施設の跡地利用につきましては、町内公共施設の更新や再配置などを含めまして総合的な観点から検討を進めているところでございます。次に（ホ）健康センターの財源についてのご質問でございます。健康センターにつきましても公共施設等適正管理推進事業債の対象とはなりません。健康センターを含む施設全体のZEB化に要する費用に対しましては補助対象となる可能性がありまして、現在、研究を行っているところでございます。補助対象外の部分につきましては、一般単独事業債の活用を中心に検討しているところでございます。今後も財政負担の軽減を図るため、あらゆる面から活用できる国や県の補助制度等について引き続き検討をしております。続きまして（ヘ）官製談合防止対策はどのように考えているか。また本施設の建設費用や維持管理費用の縮減対策はどのように考えているのかというご質問でございます。本町における官製談合防止対策といたしましては、長与町談合情報対応マニュアルの職員への周知、設計・積算段階における第三者や担当者以外の職員への情報漏えい防止対策、予定価格・最低制限価格をランダム化するなどの対策を行っているところで

ございます。また本年2月には公正取引委員会と協力をいたしまして、町職員向け「官製談合防止に関する講習会」を開催いたしまして、4月には新規採用職員へ「談合は重大な犯罪行為、紛らわしい言動、疑わしい言動は厳に慎むこと」の講義を行っているところでございます。一方、業者の皆さまに対する注意喚起としまして、行政へ不当な働きかけをしないよう求める「発注者綱紀保持への協力依頼文書」を、来年4月をめどにホームページへ掲載する予定としております。議員ご指摘のプロポーザル方式における官製談合として考えられますのが、プレゼン時における質問の事前漏えい、業者から審査委員への不当な働きかけなどが想定されます。その対策といたしましては、情報の機密性の保持と職員のコンプライアンス意識の醸成を図ることを目的に、今後も継続して職員向け研修会の実施や官製談合情報の共有により「談合は重大犯罪。危機感を持って職務に臨むこと」を職員の意識の中に深く根付かせてまいりたいと考えております。そしてもう1つのお尋ねの費用縮減でございます。複合施設の建設費用の縮減対策につきましては、過度な施設とならないような、いわゆる長与サイズの規模で検討をしているところでございます。また維持管理費用の縮減対策といたしましては、ZEB化におきまして初期費用が掛かりますが、光熱費などの維持管理費は縮減される見込みでございます。また施設の管理につきましても縮減できる部分がないかなど、他市町の事例等も参考に検討を進めているところでございます。次に(ト)本施設の防災機能はどのように考えているかというご質問でございます。複合施設につきましては、災害時においては避難所としての重要な役割を担うことから、避難者の安全に配慮した部屋の造りや配置を考慮した整備を行ってまいります。また、防災備品等を備えた防災備蓄倉庫も設置する方向で検討をしているところでございます。

続きまして(2)老人福祉センターについてのお尋ねでございます。(イ)耐震診断はいつ実施されるのか。(ロ)早期建て替えを実施すべきと考えるがどのように考えているかということで、関連がございますので併せてお答えいたします。平成29年度に実施いたしました町内公共施設の劣化状況調査における老人福祉センターと勤労青少年ホームの施設につきましては、新耐震基準に近い時期での建設であり、劣化状況調査におけるコンクリート診断におきましてもコンクリートの中性化が見受けられず、現時点ではある程度の強度を保持しておりまして、対策の優先順位は必ずしも高くないという結果でございました。令和2年10月に策定いたしました個別施設計画では、今後10年の方針を示しておりまして、計画期間内に屋根防水工事を行うこととしているところであります。当面は日常点検と保守点検などによりまして、計画的な維持管理、長寿命化を図ってまいります。また施設の更新等につきましても、社会福祉協議会と協議を重ねてまいりたいと考えております。続きまして、建物全体の安全管理者や消防法による防火管理者の現状はどのようになっているのかというご質問でございます。本施設の統括防火管理者は、消防法第8条第1項に基づき、社会福祉法人長与町社会福祉協議会事務局長が管理権限者より選任されておりまして、消防計画の作成や避難訓練の実施、消防用設備等の点検な

ど火災を予防し人命の安全を確保するための業務を行っていただいております。しかしながら、火災が発生した場合の最終的な責任者や施設の安全管理を行うのは、それぞれの所有者でございます。議員ご指摘のとおり本施設は複合施設であり、所有者も複数おります。今後も社会福祉協議会や関係所管が連携し、人命の安全確保を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

まず、老人福祉センターについて再質問いたします。結論的には、建て替えについては社会福祉協議会と協議して決めるということで回答いただきました。それとちょっと確認したいのが、先ほどの答弁で防水工事の話が出ましたけども、いつというのを聞き忘れてまして、そこを教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、令和2年10月に策定いたしました個別施設計画によりまして、今後10年の方針というのを示させていただいております。この計画の中に屋根の防水工事も入っておりますので、きちんとした日付はまだ決定はされておりませんが、計画期間内に防水工事を行っていこうということで、社協とも協議を進めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

耐震診断の実施については、平成26年の議会でも「町立中学校が耐震診断を実施し耐震工事も終了したところである。老人福祉センターについては、長与町社会福祉協議会と勤労青少年ホームを所管する生涯学習課と協議を進め、耐震診断を実施していきたいと考えています」と回答されているわけですね。それで、いつ耐震診断を実施するかというのをお聞きしたわけです。耐震診断は実施されるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

令和2年10月に個別の施設ごとに更新や長寿命化などの具体的な実施方針を定めるために、長与町公共施設個別施設計画を策定いたしました。策定におきましては、平成29年度に公共施設劣化状況調査を実施し調査結果をベースに判断をしております。耐震補強の検討に当たりましては、各施設を今後どのように管理していくかの方針を定め、今後長く使用する場合は必要に応じて耐震診断を行い、結果を踏まえて耐震改修工事の必

要性を判断するとしております。社会福祉協議会も入っております勤労青少年ホームにつきましては、1980年の建設で、目標使用年数は2045年まで65年間の使用としておりまして、新耐震基準に近い時期での建設でありまして、先ほど答弁もありましたとおり、劣化状況調査におけるコンクリート診断でも中性化等が見受けられず、現時点ではある程度の強度を保持しており、対策の優先順位は必ずしも高くないということで判断をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

耐震診断につきましては、今年7月長崎県から各自治体に調査依頼が来ております。その調査依頼は、耐震診断を実施しているか。実施していない理由は何かという調査依頼が発出されております。その回答はどのような回答をされましたか。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

7月の県よりの調査依頼につきましては、恐らく社会福祉協議会への調査となっておりまして、町には報告等上がっておりませんので存じ上げておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

老人福祉センター以外にもありますよね、耐震診断するべきもの。だからその調査が来ているはずなんですよね、長与町として。だからそこをお尋ねしているわけです。確かに社会福祉協議会は公益法人ですから直接行っている可能性があるわけですよ。しかしほかの施設、例えば現行の図書館もあるわけですよ。だから行っているはずなんですよね。僕も長崎県に確認しました。「長与町には出していますよ」と言われましたから。だから回答はどのようになっているかというのをお尋ねしたわけですがけれども、もう一度その確認があればお答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

調査自体を我々の方が把握をしていないところが実情でございます。実際に耐震診断をしなければいけないのが3階建て以上の建物になっておりますので、恐らく

今のところ耐震診断をしていない建物になりますと、勤労青少年ホーム、それからふれあいセンターとかも4階建てになっておりますのでその辺りかと思っております。その調査については、後日内容についてご報告をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

ぜひそれは重要なことだから把握していただきたいと思っております。県としてもその調査結果を基に今後どうするかというのを何か検討しているみたいですから、よろしく願います。老人福祉センターの質問はこれで3回目なんです。なぜ3回しているかという、やっぱり福祉の活動の中心なんですよ、最前線なんですよ。我々政治家は福祉無くして政治無しですよ。1丁目1番地なんです、政治の。福祉はですね。そういうことで私も今回3回目の質問をしているわけです。そういうことでご理解いただきたいと思っております。福祉課と社会福祉協議会は両輪なんですよ。今度、第三次地域福祉計画を立てておられますよね。やっぱり両輪で、計画は福祉課、活動計画は社会福祉協議会が作っているわけですね。これは前のとき一般質問でそういう質問をしましたがでもそういう関係で。それと社会福祉協議会は社会福祉法という法律できちんと定められているんですよ。職務内容とか理事の選任とか、いろいろ事細かく規定されているわけですよ、公益法人として。だから重要な団体であるわけですよ。ほかの民間の団体とはちょっと違うわけですよ、社会福祉法で決められた団体なんです。そういう前提でここは非常に重要な施設であると申し上げたいと思っております。それで私も建物を見ましたけど、かなりひどい状況です。10年前も見ましたが今年も見ました。だから平成26年の当時からするとかなり悪化して危険ということで認識しております。役場の皆さんはこの現在の状況を把握されているのかどうか。少しその辺りをお聞きしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

私が4月から福祉課長になりまして、社会福祉協議会からまず施設を見てほしいというようなご要望をいただきました。その後何度か足を運びまして、雨漏りがする箇所、壁が剥がれている箇所、あとは階段のスリップ止めがめくれている場所等の確認をさせていただいているところでございます。そちらの修繕等につきましても、現在ちょうど5年度の当初予算を計画しているところでございますが、社会福祉協議会と、まず優先順位を付けさせていただければというような協議をさせていただいているところでございます。施設については、うちの職員等も行きまして確認を取らせていただいているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

現場の状況を、例えば3、4階の屋上、私も見ました。屋上まで行ってね。あそこは年代ものの設備があるわけですね。いわゆる空調設備を置いてある、屋上に。担当者に聞いたら「もうこれの部品はありません、もう壊れたらおしまいです」って言われて。それから壁の落下とか、補修したことが過去にあったということで。もうそういう状態なんですよ。だから急がないんですよ。もう待ったなしの状態と、しかも危険という認識を私はしているんですよ。その危険という認識はありますか。両課長お答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

議員ご指摘のとおり劣化状況につきましては、常に現場の状況を把握をしております。今屋上の屋根の話がありましたけれども、福祉課長から個別施設計画に基づいて今後10年の間に改修をするという話がありましたけれども、屋根の防水につきましては、令和9年から令和11年の間に実施をする予定にしております。そういう意味でも常に必要な改修工事など、ほかにもろもろ出てくるとは思いますけれども、その都度判断をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

老人福祉センターにつきましてお答えいたします。これは4階建て全部になりますが、建築物の定期検査、あとは建物の設備、防火設備と法定点検の定期検査がございます。その都度、町にも報告が上がってきておまして、「修繕、改修をしないといけませんよ」というような報告等も受けております。こちらの方は町といたしましても真摯に受け止めて、今後社協とも協議をしながら修繕を進めてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

私も社会福祉協議会に行きまして現場を見て、担当者のご意見とかいろいろお聞きしました。やっぱり急がないといけないのが雨漏りが非常に大変なことになっているわけですね。ほかにもあります、亀裂とかね。だから急がないといけないわけですよ。もう令和9年に防水工事をしたって始まらないんですよ。そういう認識を持っていただきたいと思えます、まずね。待ったなしですよ、私が見る限りはね。あと3番目の安全管理体制に続くわけですけどね。私はこの安全管理体制というのは非常に重視しているんですよ。それよりも防水工事を早めに前倒ししてやっていただきたいと思えます。どうですか。生涯学習課長。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

今雨漏りの話がありましたけども、以前は3、4階部分でも雨漏りが多少ございまして、その原因となるものが外壁からの横風による雨漏りという原因があったもんですから、令和元年度にまず外壁の改修工事を行っております。そのあと3、4階部分につきましては雨漏りはあっておりませんので、恐らく今1、2階部分が多少雨漏りがあるかなと思っております。先ほども申しましたけれども、施設全体の屋上の防水工事ですけれども、これは個別施設計画に基づきまして現時点では令和9年以降に改修をさせていただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

実際遅いですね、それではね。なぜかという、まさかという事故が起こるわけですよ。社協の玄関の所で通常の雨でも水浸しになると言うわけですよ。転倒とかね。不特定の人たちが行き来する場所なんですよ。その人たちが事故で負傷したりするというのは、もう全く論外なんですよ。だから急がないといけないということを行っているわけですよ。雨漏りがするということは、クラックからずっと雨漏りがしてくる。そうすると鉄筋の腐食も起きます。鉄筋の腐食が起こればどうなりますか。脆くなっていきますよね。で、崩れる。倒壊する。そういうことにつながるわけですよ。だから雨漏りというのはものすごく大事なんですよ。たかが雨漏りと言ってもそこから大きく亀裂が生じて大惨事につながるということがあり得るわけですよ。そういうところを心配しているわけですよ。だから公共施設管理計画はありますけどあれは一応計画なんですよ。危ない所はすぐやらないといけない。中村課長そうでしょう。ちょっとご指名しますけども。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

個別計画につきましては方向性を示すものでございまして、現状につきましては所管する課の方が把握していると思っておりますので、優先順位を付けながら補修、管理等をしていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

ちょっと補足をさせていただきます。まず私が申しました令和9年以降の屋根防水工事につきましては、もちろん施設全体の屋根になるんですけども、今議員おっしゃっている1階部分の入り口ですね。その雨漏りにつきましては1、2階部分の屋根というのが別にございます。その屋根の方から恐らく雨漏りがしているという可能性が高いと思

われますので、その部分につきましては福祉課と社会福祉協議会と協議をさせていただいて、状況の理由、そういったものを研究させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

1、2階と今出ましたので私の方から補足で。今回議員がおっしゃられております1、2階玄関の雨漏りにつきましては、福祉課の方でも確認をさせていただいているところでございます。そして令和5年度予算の中にも要求等出ているところでございますが、まだ修繕費等を社会福祉協議会が確定をされていないということで保留になっております。ここで来年と断言はできないところではございますが、今後議員がおっしゃられたように早急に対応ができるよう、社会福祉協議会からもいろんな所、壁が剥がれたりという要望等も出ておりますので、どちらが優先順位が高いかというのを福祉課、生涯学習課、あとは介護保険課、健康保険課と色々な方面で利用されているところがございますので、そちらの方と連携協議をしながら優先順位をつけながら、修繕を行っていければと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

やっぱり安全と命というのは最優先してやっていかないといけないわけですね。計画があるからといっても現実の姿を直視して改善していかないと、大変なことになるわけです。私もこの国家賠償法の論議はあまりしたくないんですけども、国家賠償法というのは憲法17条に基づいて制定されているわけです。憲法17条はどういう規定かというと、「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる」となっているわけです。これを受けて国家賠償法ができています。国家賠償法というのは第2条に書いてあるんですけども、特に「営造物」という表現を使っています。いわゆる道路とか公共施設とか、いろいろありますよね、地方公共団体が造る。これを「営造物」という表現に法文上はなっているんですけど。これに「設置又は管理に瑕疵があった場合には賠償責任が生じますよ」という規定になったんですよ。これはもう過失が有ろうが無かろうが賠償責任を負うという、無過失責任主義と言われているんですけど、そういうふうに法律上はなっています。だから非常に厳しい法律だったんですね、賠償責任は。それに加えて、もし過失があった公務員、重過失と言っていますけども法令上はね。その公務員に対して求償ができるってなっているんですよ。要するにその損害賠償を払ったあと、重過失があった公務員に求償できますよっていう規定が、国家賠償法に掲げられているわけですね。だから地方自治体公務員にとっては非常に厳しい法律になっているんですよ。だからこそ私はそうならないように、きちっとした対応をお願いしたいということを今回の一般質問

で、国家賠償の責任を取り上げているわけですよ、法的責任をね。かつ、予算とか財政上の都合とか出てくると思いますよ。参考までに言っときますけども、予算と国家賠償法の関係、最高裁判所は昭和45年8月20日の判決ですけれども、国道を通りかかった車の助手席に上の山地から岩石が落ちて助手席の人が亡くなられたという事例だったんですけどね。この事例で、もちろん防護柵とかを設置する義務があるということで、国家賠償法の適用により賠償責任を負うという形になったんですけども。単に落石注意とか、そういうのはしてあったそうですけれども、やっぱり防護柵とか、あるいは岩石の除去とかをしていく義務があるという判決なんですけども。ただその判決の中で、防護柵とか非常に費用が掛かるわけですよ、設置にね。「予算が取れないというのは理由になりませんよ」という判決を下しているわけですよ。「損害賠償の責任は免れませんよ」という判決が出ているんですよ。調べていただければ分かると思いますけども、顧問弁護士に聞いていただいても結構ですよ。そういうことで非常にこの安全管理については気を付けていただきたいんですよ。私は逆にそう思うわけですよ。職員に求償とかあつてはならない、損害賠償責任を負うというのは避けたいんですよ。だからこそ私はこういう質問をしているわけです。だから急がないといけない。法的責任を頭に入れて仕事をしていかないと、まさかというのが世の中起こりますからね。それが心配なんです。起こったら大変ですよ。起こる前にいろいろやっておかないと。起こったら「何もしてないじゃないか。行政の不作为じゃないか」といろいろ言われますよ。それはとことんまで追及されるから。完全な対策というのはあまり無いかもしれませんけどね。そういうところを突き詰めれば言われるわけですよ。こういう厳しい法的責任があるわけだから、老朽化した危険な公共施設は至急対応策を講じないといけないと思いますよ。中尾城公園も起こりましたよね、スパイラルスライダーね。これも事故が起こって、典型的な国家賠償法に基づく損害賠償が適用される事例ですよ。しかし和解で損害賠償を払っているということなんですけども。このスライダーでも12回起きているわけですよ。12回目にしてやっと使用中止の判断が出たわけですよ。これはもう本当に遅きに失した悪しき例だと私は考えております。だからそうならないように事前予防を徹底していかないと、長与町自体、長与町の公務員にそういう責任が被ってくるわけですよ。それはぜひ避けないといけないということで申し上げます。それから私もよく分からないのが、社会福祉協議会と上の3、4階が出来た経緯というのがお分かりの方がおられれば教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

経緯と申しますか、当時出来たときの昭和55年7月号の広報を確認しまして、その中で、老人の方々に対して各種の相談に応じる、そういう健康増進、教養の向上というのを長与町でも高めるために、施設を総合的に完備したというふうに書いておりましたので、長与町の福祉の増進というのが目的でこちらの構想が上がったのではないかとこのふう

に考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

この社会福祉協議会の建物を造った財源は町から出たんですかね。そこだけ確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

財源につきましてはいろいろと調査をしたところでございますが、はっきりとした決算書等が残ってはいませんでした。ただ社会福祉協議会にお尋ねをさせていただいたところによりますと、国県の補助金、あと町からの補助金と社会福祉協議会の自己資金、あとは貸し付けの方で建設が行われたというところでございました。金額につきましては調査できておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

いずれこの建て替えとかの時には、そういう経緯をきちんと調べておかれた方がいいですよ。こういう複合化というのは特にそういうのが問題になるからですね。メリットだけじゃないんです。建て替えの時も非常に安全管理体制で課題があるわけですよ。以上よろしく願いいたします。一応、町長から建て替えを検討しますという答弁がありましたんで、これはもうこれで終わります。よろしく願いいたします。

それでは複合化の施設なんですけれども、図書館の運営は直営にされるんですか、それとも外部委託にされるんですか、新しい図書館は。そこをお尋ねしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

図書館の運営につきましては直営で行う予定です。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

そうすると管理費用というのはどの程度見込んでおられますか。書類を見ますと職員を10人から16人に増やすという計画というふうに書いてあったんですけども。分かる範囲で構いません。

○7番（内村博法議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

人件費につきましては、現在計算はできておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

増えるということは確かですね、人数が増えるわけですから。それで司書は管理公社から派遣されていると聞いたんですけども、直営ということは職員にするんですね、長与町役場の。そう理解しておりますけどどうですか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

現在は議員おっしゃるとおり公共施設等管理公社でございますけれども、現在も直営という判断をしております、直営だから町の職員が当たるという意味ではございません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

図書館はあまり詳しくないんですけども、ただ司書は中核的な役割を果たす人なんですよね。それなくして図書館の運営はないわけですよ。だから直営にするんだったら正職員として雇用すべきだと思うんですよ。そうしないと一番肝心の運営が滞るわけですよ。正職になってそういう責任を持つことと、良い運営をしてもらおうと期待するところです。ぜひ検討をお願いしたい。よろしくお願いします。何か答弁があれば。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

現在管理公社に委託をしているところでございますけれども、資格を持ってらっしゃる方が司書になりますが、十分役割を果たしていただいていると思っております。これを全員例えば町の職員にする場合、人件費が増えるということは今後図書館の購入費とかにも大きな影響を及ぼすことがございますので、その雇用につきましては慎重に判断をしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

やっぱり要となるのは人ですよ運営は。建物じゃなくて人。人の待遇を良くしていかないと、物事もうまくいきませんよね。ぜひ検討していただきたいと思います。それから先ほど脱炭素のことで言われていたんですけども、太陽光発電を入れるという答弁があり

ました。それと複層ガラスとか断熱効果を上げるというような、大きく2つのことを言われたんですけども、この前総務厚生常任委員会で視察に行ってきました。その中で東京都荒川区の「ゆいの森あらかわ」。ここは太陽光発電と蓄電池を置いていたわけですね。「これは常用なんですか。いわゆるメインジェネレーターなんですか、非常用ですか、イマージェンシージェネレーターですか」って聞いたら「非常用です」という回答だったんですよ。非常用に使うというのもあんまり意味をなさないと思ったんですけども、容量が不足するのかなと思ったりもして。通常の電力会社からの供給で日常はされているのかなと思っただけなんですけども。それはメインに使われることで計画されているんですか、太陽光発電を入れるというのは。そこをお聞きしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ZEB化に当たりましては、太陽光発電が一番効果的であるっていうことを考えております。また複層ガラスなどの設備を備えることによってZEB Ready、50%以上は必ず達成しようということで、今進めている状況でございます。ZEB化につきましては今後もいろいろ研究しながら進めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

私が聞いているのは非常用にするのか常用にするのか、太陽光発電をね。そこを答弁お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

蓄電池の使用につきましては、常用を主として考えておりますけれども、防災機能も含まれますので非常時でも活用できるように検討しております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

基本は常用にするということで理解していいんですね。そうするとかなり電気量も削減できると。もう1つ複層ガラスもされるという予定なんですけど、この「ゆいの森あらかわ」に行ったら「逆にコロナで機密性が高いもんだから使われなくなりました」と。図書館とかそういうのはね。「だから換気設備も併設された方がいいですよ」という忠告をいただきましたから、必ずしも機密性が高いというのは、そういう影響が出てくるわけですよ。だからそれはよろしく願いいたします。それから跡地活用は、町全体の再配置をどうするかっていう青写真を決めていかないと、なかなか個別案件では出てこないわ

けですよね。だからこれまで町の公共施設管理、特に公民館等の社会教育関係施設ですね。これは今まで小学校校区ごとに1つの公民館を整えるっていうか、そういうことで長与南交流センターね、5か所造ってきているわけですね。そこがいわゆるコミュニティセンターになっているわけですね。そのほかを全町的な位置付けから、長与町図書館とか町文化ホールとか、こういう施設を今まで保有してきたわけですよ。だからその5施設、さっきの地域に根差したコミュニティセンターをそのまま残すのかどうかっていう大きな基本方針をまず立てないといけないわけね。それから町共有の施設をどうするかっていう大きな青写真を作っていくかといけないと思うんですよ。今検討中と町長答弁されましたけどね。難しい問題ではあると私もよく知っているわけですけども、そういう大きな観点に立ってどうするかね。特にコミュニティセンターですね。私もよく行きましたあいさつに、5か所。やっぱりその地域地域によって伝統と文化があるわけですよね。そういうのを肌身で感じました。そういう意味では、ああいう施設はやっぱり残していかないとはいけないと思います。そういう意味では町共用の建物をどうするかっていう、そういうところをやっぱり重点的にされたらどうかなと思っていますけども、その辺の考え方はどうなんですか。そこをお聞きしたいんですよ。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ご提言ありがとうございます。ようやく念願の図書館建設に着手する状況になりました。これから跡地の活用等につきまして、いろんな部署に活用方法などを検討していただいているところでございます。どのような方法がベストであるのか協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

コスト低減が今回の新しい施設はやっぱり重要だと思います。住民にも20何億円っていうのは非常に大きな金額なんですよ。だからそういう意味では「何でこういう大きな金額が要るのか」という批判を私も聞いているわけですよ。だからこそコスト低減を図らないといけない。庁内でプロジェクトを発足させてやっていかないとはいけないと思います。それから設計プロポーザルにしてもやっぱり基準を明確にしてやってください。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時33分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順2、岩永政則議員の①丁寧な行政運営について、②公共施設の拡充および維持管理等について、③教育行政についての質問を同時に許します。

10番、岩永政則議員。

○10番（岩永政則議員）

皆さんおはようございます。それではただ今から、若干文章を省略いたしまして質問をさせていただきますと思います。私は吉田町長を含め町長4代と関わり、様々な政治も見てきたところでございます。吉田町長は現在3期目で2年目の折り返し点をつつがなくクリアされ、いよいよ終盤となってまいりました。吉田町長におかれましては、初心に帰ることを忘れることなく、残された人生の全てをかける覚悟で町民のための政治を断行されることを願うものであります。それでは、今日の町政の課題とその対応について、政治家としての意気込みを披歴されることを期待し、以下について質問をいたします。①丁寧な行政運営についてであります。①丁寧な行政運営についてでございます。長崎新聞の11月3日付の10月の県内自治体別人口によりますと、10月1日は4万人を切り3万9,888人となっております。令和2年の人口ビジョンでは18年後の令和22年に4万284人と推定をいたしておりますが、現実と対比してあまりにも大きな乖離であります。人口は町政のバロメーターであります。そこで少し振り返ってみますと、平成19年頃から本町においては人口の減少傾向が起り始めたのであります。昭和40年代から右肩上がりが増えてきたことは承知のとおりであります。昭和50年から55年の国勢調査では55%の増加率で、日本一でありました。これは自然的な現象からではありません。まさに意図的であり計画的であったのであります。それは民間と行政がそれぞれの役割を担い、民間による大小開発事業への誘導、行政の区画整理事業と、またそれに計画性を持つての取り組みの成果であったのであります。「為せば成る、為さねば成らぬ何事も、成らぬは人の為さぬなりけり」であります。この言葉は、私が中学校の時にいつも朝礼で西村という校長先生が毎日申されておられました。それを引用したところであります。そこで以下について質問いたします。(イ)現在の人口と計画人口のあまりにも大きな乖離をどのように解するのか。(ロ)人口減少に歯止めを掛けず、ただ成り行き任せではなく大胆な人口増加対策に政策転換することが町長の役割ではないのか、お尋ねをいたします。(2)評価と批判についてであります。吉田町政で、図書館の姿がようやく見えてきた。高田南土地区画整理事業も数十年を経過し、これもようやく完成が見えつつある。西高田線の街路事業ももうすぐ完了に近い。このような声をよく聞きます。このような声は高い評価であるというふうに私は思いますが、私も嬉しく思う一人であります。一方では、長年、無料で利用できた公共施設等の使用料が数年前から徴収することになり、いまだに「何を考えているのか」との声があります。上長与地区公民館の風呂は町民の憩いの場でもあったのであります。簡単に撤去してしまう。さらには、今後中尾城公園のすべり台が解体されるそうだと。このような意見は、批判の声であろうと

いうふうに思います。そこで、以下について質問をいたします。(イ) 吉田現町長の評価についていかがお考えかお尋ねをいたします。(ロ) 一方の批判については、町政推進方針が雑すぎるのではないかというふうにも思います。使用料にしても、議会に提案し、議会議決後、慌てて町民に説明するなど本末転倒でありました。要するに丁寧な説明不足ではないのかというふうに思います。(ハ) 初当選後タウンミーティングに力点を置き行われておりましたが、近年疎遠になってはいないのか。そのように思います。初心に帰ることが必要であるというふうに思いますが、どうかお尋ねをいたします。この点、先の昨日の行政報告で大学とのミーティングが2回あったという報告もあっておりましたけれども、町民とのミーティングが少し疎遠になっとるんじゃないかという感じを持つところからの質問でございます。

②公共施設の拡充および維持管理等についてであります。(1) 道路の拡充についてであります。長与、時津間の交通渋滞は、今始まったものではありません。以前からの重要課題として、両町、県において論議がなされてきたものと認識をいたしておりますが、今日、その議論の状況が見えないようであります。忘れられていないのかと思うわけです。以下について質問いたします。(イ) 関係者の協議状況はどうなのか。(ロ) 渋滞解消策についての県に対する要請等経過と対応策はどうか。(ハ) 町長の重点施策としての取り組みの施政が見えてこないような状況でございます。抜本的な対策を早急に打ち出す考えはないか、決意のほどをお聞きしたいと思います。(2) 維持管理についてであります。

(イ) 中尾城公園内のスパイラルスライダーの撤去についてであります。この施設は町民に関わらず近隣市町からの評判も良く、広く利用されてきたところでもあります。ところが、スライダーの最後のカーブ付近での事故が発生し、改善等手を尽くした結果、最終的には撤去の憂き目となったのであります。そういうことで、この撤去について「残念だ」という声が聞かれるわけではありますが、この点についてお尋ねをいたします。1) 撤去についての町民への説明は現在しておられるのかどうか。2) 過去の意思決定から数年が経過し、今日放置されているような状況であるというふうに思いますが、いつ撤去するのかお尋ねします。3) 撤去の費用はどのくらい想定しているのか質問をいたします。それから、(ロ) 道路、河川、施設等の維持管理についてであります。公共施設は造れば終わりではありません。その維持管理は長い将来にわたり、施設面では少なくとも50年前後はその必要があります。要はいかに効率良く維持管理するかであり、町民が利用しやすくすることが行政、政治の役割であるわけです。そのためには維持管理費の捻出が必要であります。町民の欲求には、町長が補佐する職員に任せることなく率先して現状把握に努め、政治主導の予算確保に身を徹すべきであるというふうに思います。以下について質問いたします。1) 町長はいかなる認識を持っておられるのか。2) 道路、河川、切り取り法面、長与ニュータウンに大きなのり面もありますがそれも含めて、これらの保全等の予算確保についての考え方はいかがか、お尋ねをいたします。

最後に、③教育行政についてであります。教育長は去る9月の定例本会議において、全

会一致で本町の教育長として承認をされました。改めてお祝いを申し上げます。このことは、教育長に対する教育行政への期待が大きいことを示しており、今後のご活躍を祈るわけでもあります。そこで、以下について質問をいたします。（１）教育長に就任され、教育行政の基本的な方針を伺いたいと思います。（２）学校教育における小中学校の不登校の実態とその対策について。小中学校における不登校については大変憂慮されることであり、全国の国公私立小中学校で２０２１年度に３０日以上欠席した不登校の児童生徒は２４万４,９４０人と報道されました。前年度より２４.９％増えたそうであり、不登校の理由は、無気力、不安が最多で、生活リズムの乱れ、友人関係と続いているそうあります。そこで質問いたしますが、（イ）本町における不登校の実態はどのようになっているのかお尋ねをいたします。（ロ）不登校の理由の把握状況はどのような方法で行い、その状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。（ハ）不登校児童生徒に対する相談体制と指導の内容はどのようになっているのか、以上３点をお尋ねいたします。（３）学校の衛生環境の整備についてであります。学校における衛生環境の一つとしてのトイレの洋式化と温水洗浄便座については、過去何回となく整備を督促してきたところがあります。洋式化は、小学校は５７.４％、中学校は５０.９％、学校全体では５５.３％であるそうでございます。学校により格差があり、一番高い学校は長与小であり、８７.８％とお聞きをいたしております。目標でも、３年後の令和７年に学校全体で７０％としておられるそうありますが、この際、町長と談判してでも、教育長の今後３年間の任期中に職をかけて完了するよう取り組む考えはないか。要するに目標の令和７年で７０％を１００％とすることを考えてないかお尋ねをいたします。それから、（４）社会教育行政にもっと力点を置いてというテーマであります。かつて私も社会教育主事として教育行政に携わった者であります。私は、社会教育は学校における教育活動を除き、一般社会で行われる教育活動と解しております。学社連携から学社融合へと移行して久しいところではありますが、いつの世もそうありますが、一般行政も含めて見える行政が必要であるというふうに思います。私は当時見える社会教育に力を注いできたところありますが、今の社会教育活動が見えているのか、私はどうもあまり見えていないというような状況を感じております。そこで質問をいたしますが、（イ）学社融合についての取り組みの状況はどうか。（ロ）近年の取り組みの教育効果はどうか。（ハ）教育長になりますと学校教育一辺倒では許されません。バランスのある教育行政が期待され必要であります。率先して社会教育行政に力点を置いた行動を起こすことが必要というふうに思いますが、その考えはないかお尋ねをいたします。最後に、（二）教育長は学校のずっと専門家でおられました。違った視点から見て現在社会教育が見えておりますか、どうお感じでしょうか、質問をいたします。以上、質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは岩永議員のご質問にお答えをいたします。なお3番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からはそのほかのご質問につきましては、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず(1)人口増加対策でございます。(イ)現在の人口と計画人口の大きな乖離をどのように解するのかというお尋ねでございます。現在の人口につきましては、議員ご指摘のとおり想定よりも速い速度で減少が進んでおります。計画人口との乖離が起きている状況でございます。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の将来人口推計によりますと、本町の推計人口は2030年にはおおよそ4万人、また社人研に準拠して本町が試算した2060年の推計人口はおおよそ2万8,000人と想定をしております。人口減少は、コミュニティの活力の低下、経済規模の縮小、担い手不足など、地域社会におきまして様々な影響をもたらすものと考えております。こうした影響をできるだけ回避するためにも、若者を中心とした転出超過の改善を図るとともに、結婚、出産、子育てなどに対する希望が実現する環境をつくり、また、受け皿となる良好な住環境の整備促進なども含めまして、2030年度、令和12年度の目標人口を4万2,000人に設定しております。今後、避けることのできない人口減少社会におきましても、持続可能で魅力あるまちづくりを進めることで、少しでも目標に近づいていきたいと考えております。(ロ)人口増加対策に政策転換することが町長の役割ではないのかというお尋ねでございます。日本の総人口が減少する中、本町におきましても、若い世代を中心とした大幅な転出超過に加え出生数も減少しており、人口減少は避けられない状況でございます。令和3年の長崎県の状況を見ましても、1年間における人口増減数は1万5,978人の減少となっております。大村市以外の20市町は全て減少している状況でございます。日本そして長崎県の人口が縮んでいる状況におきまして、高齢化の進展による税収の減少や社会保障費の増大などを踏まえ、本町におきましても、限られた財源をより効果的に注力するなど、将来の人口減少を見据えて戦略的に縮みながら豊かな地域社会を維持することが、人口減少対策だと考えております。高田南土地区画整理事業をはじめとする団地造成等による器づくりとなるハード事業、そして魅力あるまちづくりとして、子育て、教育、健康づくり、遊び心の4つの視点から、ソフト事業であります各種施策のブラッシュアップに努め、これまで以上に町の魅力、活力を維持しながら、人口減少局面におきましても安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。続きまして、(2)評価と批判についての(イ)町長の評価についてのご質問でございます。これまで、町民の皆さまをはじめ議員の皆さまほか多くの関係者の方々より様々なご意見やアイデアをいただいております。長与町が抱える大小様々な課題に対しまして、真摯に向き合い、誠心誠意対応してまいったところでございます。町といたしましては、健全な財政運営を堅持しつつ、多様化する住民ニーズや刻々と変化する社会情勢などを踏まえ、短期的あるいは中長期的な視点で総合的に判断し行政運営を進めておるところでございます。様々な課題解決に取り組む中では、当然、それぞれの立場で賛成、反対のご意見があるこ

とは承知をしており、特に反対意見に対しましては真摯に受け止め、町としての考え方をより丁寧に説明するよう心がけておるところでございます。また評価につきましては良くも悪くも一喜一憂することなく、頂いた意見をしっかりと受け止め、長与町の未来のために生かしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、様々な課題解決に当たりましては、町民の皆さま方のご理解とご協力が必要不可欠でございます。引き続き、一つ一つの事案に対し丁寧に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。(ロ) 丁寧な説明の不足についてというご質問でございます。議員のご質問にもございます公共施設の使用料の改正の際には、議会でのご質問も含め、町民皆さまからの様々なご意見につきましては十分理解をしておるところでございます。平成28年12月議会議決後におきましても、町民皆さまのご理解をいただくための周知やご説明をしていく中で、公平性の確保や施設使用の適正化、あるいは自主財源の確保につきましてご理解をいただき、現在、スポーツ施設をはじめとする公共施設につきましては、スポーツや各種講座など生涯学習の場として多くの方に利用していただいているところでございます。また皆さまからお預かりしました施設使用料につきましては、バスケットゴールの改修や各施設のトイレの洋式化をはじめ公民館の空調機取り替えなどに活用させていただいております。引き続き、利用者の皆さまが安全で快適に利用できますよう、施設の維持管理および利便性の向上に努めるとともに、施設使用料の使途につきましても、今までのように広報ながよなどにより随時報告をしてみたいと考えております。今後の行政運営につきましても、議員をはじめ町民の皆さまのこれまでのご意見やご指摘を真摯に受け止め、丁寧な説明に心がけてまいりたいと、そのように考えております。(ハ) タウンミーティングは最近疎遠になっていないかというご質問でございました。ほっとミーティングに関しましては、地域住民の皆さまや団体の方々と一緒に、長与町をより良くするためのまちづくりのアイデアなどを語り合う場として、町長就任以来これまで毎年実施をしてきたわけでございます。ここ最近では新型コロナウイルス感染症の影響もあり、申し込み数の減少や予定していましたが延期や中止になるなど、なかなか予定どおりにいかないもどかしさを感じておりました。しかしながら、今年度につきましてはコロナ禍の合間を縫いまして、10月に県立長崎北陽台高校の生徒たちと選挙の投票率向上につきまして、また11月には県立大学シーボルト校の学生たちと自治会加入促進についてのテーマを基に、それぞれほっとミーティングを開催させていただいております。全国的に再び新型コロナウイルスの感染者数が増加傾向となっておりますので、感染状況には十分注意しつつ、状況が許す限り今後も継続させていただきたいと考えております。また、まちづくり提案箱やホームページからのお問い合わせ、自治会等からの要望など、これまで同様あらゆる機会を捉え、町民の皆さまの貴重なご意見をお聞きしながら、あらゆる課題に対し一つ一つ丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、②公共施設の拡充および維持管理等についてという大きなテーマでございます。(1) 道路の拡充についての(イ) 関係者の協議はどうかとのご質問でございま

す。長与町および時津町間の交通事情につきましては、国道206号および国道207号など主要道路の一部区間において、慢性的な渋滞が発生している状況でありまして、その対策に当たりましては、広域的な交通体系の整備推進が必要不可欠であると考えております。それを受け、両町間にまたがる国県道の渋滞緩和対策ならびに道路事業の推進を目的といたしまして、長与町・時津町道路事業整備促進協議会を平成12年から年1回のペースで開催し、協議を重ねているところでございます。さらに、より広域的な視点による渋滞解消を目的といたしまして、長崎県が主催しております長崎市北部・長与町・時津町周辺の交通渋滞対策に係る協議会におきまして、長崎県、長崎市、時津町、長与町の4者による協議会を年1回行っているところでございます。続きまして、(ロ) 渋滞解消対策についての県に対する要請等経過と対応策はどうかというお尋ねでございます。長与町、時津町間の渋滞解消策についての県に対する要請等につきましては、先に述べました長崎市北部・長与町・時津町周辺の交通渋滞対策に係る協議会におきまして、長崎県の主要渋滞箇所の一つとされる三彩橋交差点についての渋滞状況の報告、改善要請を行っているところでございます。長与町、時津町間を結ぶ主要な道路が国道207号しかないこと、また、国道207号の時津町交差点から三彩橋交差点までの整備は既に完了していることから、現在、信号制御による渋滞解消対策につきましては、警察および関係機関と協議を行っているところでございます。また、現在、計画整備されております西彼杵道路および長崎南北幹線道路の未整備区間の整備推進を図るため、西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会におきまして、関係市町とともに毎年長崎県への要望活動を行っているところでございます。この道路が完成した暁には交通の分散化が図られ、結果的に本町の渋滞緩和に繋がるものと期待しているところでございます。今後も、交通渋滞の緩和につきましては、長崎県および関係機関との協議、要望を行っていきたくと考えております。続きまして、(ハ) 町長の重点施策としての取り組みの施策が見えてこない。抜本的な対策を早急に打ち出す考えはないかとの質問でございます。幹線道路の渋滞対策につきましては、町の上位計画であります長与町第10次総合計画の基本目標「幹線道路の整備」の枠組みの中で、地域高規格道路「西彼杵道路」「長崎南北幹線道路」の早期整備に向けた働きかけを掲げて、円滑な幹線道路ネットワークの形成を図るため、長崎県、関係市町とともに事業の推進に向けた取り組みを行っているところでございます。また、渋滞対策の抜本的な対策といたしましては、アクセス道路の新設が最も効果的であると考えられることから、これまで長与町・時津町道路事業整備促進協議会におきまして、北陽台団地から時津町小島田地区に通じる構想路線「(仮称) 小島田・榎の鼻線」につきまして、時津町とともに協議、検討を続けているところでございます。続きまして、(イ) 中尾城公園のスパイラルスライダーの撤去についての、1) 町民への説明はどうなっているのかというお尋ねでございます。スパイラルスライダーにつきましては、令和2年9月議会におきまして、改修を断念し今後撤去することをご報告いたしております。改修しないことに関するお知らせは、町の広報紙やホームページにて行い、また議会だよりにおきましても、

撤去の件を含めた答弁内容を掲載いただきましたので、町民の皆さまへの周知についてはできているものと考えております。次に、2) 撤去の意思決定から数年が経過し今日放置されているが、いつ撤去するのかというお尋ねでございます。スパイラルスライダーにつきましては、平成30年度および令和2年度に専門業者による点検を行っておりますが、直ちに撤去しなければならないほどの著しい劣化は見受けられないとの見解をいただいております。撤去には多額の費用が生じると考えられますことから、エアロブリッジの塗装の塗り替え作業や、スパイラルスライダーの代替施設の設置など撤去作業と併せて実施することで、経費の縮減が期待できる事業を行う際にできないかを検討しているところでございます。3) 撤去費用はどのくらいを想定しているのかというご質問でございますけれども、撤去費用につきましては、現時点では特に算出をしていないところでございます。次の(ロ)の、道路、河川、施設等の維持管理について、1) 町長はいかなる認識を持っているのかというご質問でございました。ご質問にございます今後老朽化する道路、河川、そのほか公共インフラの増大が懸念される中におきまして、それら施設の維持管理に係る経費の確保は、供用を廃止するそのときまで継続する大きな課題であると認識をしております。そのような中にありまして、各施設の長寿命化ならびに修繕等に係る費用の確保および縮減を図ることが大変重要であると考えており、急務である地域の安全性、信頼性の確保にもつながるものと認識をしておるところでございます。これらを受け、公共インフラの維持管理、更新等の着実な推進と、その中期的な取り組みの方向性を明らかにするため、その長寿命化ならびに構造物等の健全化対策の実施計画および対策に係る費用に関する事項を定めました各種計画等を策定しておるところでございます。具体的には、道路の路面の状況の把握とその結果を基に維持管理、修繕を行うことを目的とする、長与町舗装修繕計画を平成29年3月に策定をいたしておるところでございます。また、橋りょうにつきましては、従来の事後的な修繕等の対策から予防的な対策へと円滑な政策転換を図ることによる修繕・架け替えに係るライフサイクルコストの縮減のため、長与町橋梁長寿命化修繕計画を令和2年3月に策定しておるところでございます。河川につきましては、近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、長崎、長与、時津圏域における二級水系流域におきまして、国県および関係各機関が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進するための協議、情報共有を行うことを目的とする、長崎・長与・時津圏域二級水系流域治水協議会が、本年度、長崎県の主催にて設立されておるところでございます。次に、2) 道路、河川、切り取り法面の保全等の予算確保についての考え方はいかなるものかという質問でございます。各公共インフラにおける保全等に係る予算確保につきましては、国県の補助および交付金事業および起債事業の活用など、今後とも積極的かつ適切に対応する所存でございます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

皆さまおはようございます。岩永議員のご質問にお答えいたします。はじめに、（１）教育行政の基本方針についてのご質問でございますが、近年の激しい変化を遂げている社会の中にあっては、次代を担う人材の育成が急務とされる一方、家族や地域の教育力の低下を懸念する声もあり教育力の向上に対する期待も高まっているほか、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を経験する中で、生命の尊重や他人への思いやり、倫理感や正義感など日本人の心の教育の重要性も再認識されているところです。また教育行政に関しては、超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けた動きや、教職員の働き方改革の推進など、社会の変化が加速度を増す中で大人のみならず子どもたちを取り巻く環境はより複雑になってまいりました。加えて、長引くコロナ禍での学校運営等の課題等への対応も求められるようになりました。このような中、長与町の実情に応じながら、学校、家庭および地域住民が互いに手を携え、町民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる長与町を目指し、新たな時代に対応した取り組みを進めてまいりたいと思います。子どもたちが学校での学びにより、自他の幸せのためにより良い未来を創り上げる資質や能力を育成していくための学校教育の充実、多様化するニーズを踏まえながら生涯学習の基盤となる各種講座などの充実や、生涯学習の拠点となる新図書館づくりへの取り組み、生きがいや健康づくりの意識高揚を図り、健康で活力ある町民を育てる生涯スポーツの推進や文化財など文化的資源の保存や活用、文化、芸術の鑑賞や発表機会の充実など、これまでの教育行政の成果ならびに取り組みを引き継ぐとともに、これまでの教育資源も生かし様々な課題に一つずつ丁寧に取り組んで解決を図ることで、長与町政の大きな柱である幸福度日本一のまちづくりに、教育を通して寄与してまいりたいと思っております。次に、（２）不登校の実態とその対策のご質問にお答えいたします。まず（イ）本町の実態ですが、令和３年度の小中学校合わせた不登校児童生徒数は５９名となっております。年度によって増減がありますが、長期的に見て全国や県と同様に増加傾向にあります。（ロ）不登校理由の把握の方法と状況でございますが、登校ができない要因の把握に関しましては、本人と担任や養護教諭、スクールカウンセラー等との面談内容や周囲の児童生徒からの聞き取り、保護者との面談等、様々な側面からその状況把握に努めております。また時間の経過に伴い、本人の主訴内容が変わることもございますので、要因に関しましても特定することなく、児童生徒の状況に即して柔軟に対応を進めております。次に、不登校の主たる要因といたしましては、本町も全国と変わることなく、無気力、不安が最も多く、いじめを除く友人関係を巡る問題、学業の不振、生活リズムの乱れ、遊び、非行、親子の関わり方となっております。（ハ）の不登校児童生徒に対する相談体制と指導の内容でございますが、学校内におきましては、保健室や別室、相談室等におきまして担任や養護教諭、本町雇用の子どもと親の相談員や心の教室相談員、スクールカウンセラー等との面談やカウンセリングを、そして学校外におきましては、スクールソーシャルワーカーや町こども政策課の関わりをはじめ、医療機関

や児童相談所や福祉事務所、県子ども・若者総合相談センターといった関係機関と連携しながら相談体制の構築に努めております。また学習に関しましては、学校の別室での指導やICT等を活用した学習、長与町勤労青少年ホームに設置しております適応指導教室「いぶき」や放課後等デイサービス事業所や相談支援事業所、NPO法人、学習塾といった民間施設、企業等と協力しながら、児童生徒の実態に即して無理のない形で支援を行っております。続きまして、(3) 学校の衛生環境についてのご質問でございますが、学校は児童生徒が1日の大半を過ごす学習生活の場であり、トイレを含めた学校施設全体の快適な環境の必要性から、トイレの洋式化につきましては長与町第10次総合計画の目標値、令和7年度の洋式化率70%に向けて整備を進めているところでございます。学校施設は老朽化が進み、外壁や屋上の改修などの大型工事をメインに、床、水道、電気設備などの修繕、特別教室への空調の設置、バリアフリー化工事など、優先順位を付けながら行っているところでございます。安全で安心な学校施設の維持管理を行う上で、老朽化対策などの安全性と耐久性の確保と、トイレの洋式化や空調設備の整備などの機能性と快適性の確保とのバランスを考えながら、トイレの洋式化を含め学校施設のより良い環境が図られますよう引き続き努めてまいります。また温水洗浄便座につきましては、学校施設が災害時の避難場所として利用されることなどを考えましても、必要性は認識をしております。今後、各学校の必要性や状況に応じて、バリアフリートイレの設置に併せて温水洗浄便座にするなどの改善を図ってまいりたいと思います。続きまして、(4)の(イ) 学社融合の取り組みの状況についてでございますが、学社融合とは、議員ご承知のとおり学校と地域とが交流、親睦を図ることにより、子どもたちに様々な体験や交流活動の機会を提供し、心豊かに育まれる環境づくりを推進していく事業でございます。内容としましては、田植えや芋掘りの体験、また見守りボランティアとの交流活動や昔遊びにチャレンジなど、地域の皆さまのご協力をいただきながら実施しており、子どもたちの健やかな成長のために、その環境づくりに取り組んでおります。令和3年度の実績といたしましては、小学校で合計50回、中学校で合計26回、町内全ての小中学校において実施しております。続きまして、(ロ) 近年の取り組みの教育効果につきましてお答えいたします。教育委員会では、家庭や地域での教育力の充実を図るため、乳幼児や小中学生を対象といたしました各種施策をはじめ、誰もが居場所と役割を持つことができる生涯学習のまちづくりに努めております。具体的には、ブックスタートや家庭教育学級、またファミリープログラムを活用した研修会や各種公民館講座の開催など、生涯学習および社会教育の基盤となる施策を展開しております。これらの取り組みは、乳幼児期の愛着形成や青少年の社会活動への参画促進、あるいは誰もが孤立しないための仲間づくりや地域社会への参画に繋がっていると捉えております。今後も子どもたちの健やかな成長、また年齢に関係なく全ての方の生涯学習と社会教育の推進におきまして、その役割を担っていくべく努力してまいります。続きまして、(ハ) 教育行政に力点を置いた行動を起こすことにつきまして、また、(ニ) 社会教育の現在の見方につきまして、関連がございますので併せてお

答えいたします。議員ご指摘のとおり、社会教育行政は学校だけでなく家庭や地域での教育力を充実させるため、また青少年の健全育成あるいは生涯学習のまちづくりにおいて、欠くことのできないテーマであると捉えており、その重要性も認識しております。私自身、学校教育はもちろんのこと、以前は社会教育委員やスポーツ振興審議会委員を拝命し、地域社会の中で行われる教育活動につきまして取り組みながら、生涯学習やスポーツ振興などの社会教育に携わってまいりました。その経験も生かしつつ、今後も引き続き学校教育と並行し社会教育の各種施策を積極的に展開してまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

丁寧なご答弁をいただきました。お礼を申し上げたいと思いますが、時間の都合で2、3お尋ねしたいと思いますが、現在自治体に求められている課題と申しますか、これは地域によって、また町によって違うわけでございますけれども、全体的に言われておるのが、4、5点あるというふうに思います。1つは人口の減少化と高齢化というのがあるというふうに思います。それと若年層の地域外流出、これは長与町においても現実でございます。それから3つ目には、もう取り組んでおられますがコミュニティの振興ですね。地域づくりという面がありますが、それと、どうしても働く場がないとその町は成り立たないということ。特に長与町の場合は長崎市に近いもんですから、働く場が長崎市や時津町とか近くにあるという有利性はありますけどもですね。こういう課題があろうと思います。特に大村市とか諫早市につきましては、いろんな団地開発等を、用途の見直しとか都市計画の見直し辺りが出てまいりまして人口が減らない。やっぱりそれなりの取り組みがなされているというふうに言われておりますけれども。私はそういう課題があるんじゃないかというふうに思うんですが、町長はどういうふうに現在の課題をお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

議員おっしゃるとおりいろいろな問題が山積していると思います。特に、我々が一番危惧しているのがやはり若年層の流出かなと思っております。若い世代が出て行くっていうところをいかにして止めるべきなのかっていうところで、いろいろ施策を打てないかということで検討をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

町長は簡単にどう思われますか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

各市町、いろいろあると思うんですけども、大村市は交通のハブ化ということで、高速道路、新幹線、いろんなものがあります。そういったところで留まっているのかなと思いますけれども。全体的に長崎県、日本全体がこういった状況でございますけれども、私は長与町の中で全てを賄うということではなくて、例えば、先ほど議員がおっしゃられたように、長崎市に企業誘致をしたら、商品の購入については時津町に行くと、その代わり長与町に住んでもらって町で生活してもらおうというような形で、お互いに無いものを補填しながら、今、都市圏構想ということでやっておりますけども、こういった中で単町、単市で考えるのではなくて、一つの固まりとしてそこで元気になってまちづくりがなされていくと、そして人を呼び込んでいくというような形でとらないと、長与町自身で例えば商店街をたくさん造り、工場をたくさん造るっていうことはちょっと不可能かと思うんですね。従いましてそういったことも踏まえながら、連携を組みながら、何とか人口流出に歯止めをかけていくと、そういったものじゃないかなというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

次に別の視点からなんですが、人口減少対策という表現ですね。これはいかに人口を減少させないようにするのかという政策であろうというふうに見られると思うんです。「いやそれは人口増加も含まれているよ」ということもあるかもしれませんが、人口の減少を対策するというのは今言ったような、いかに減少させないかというそういう視点が、前向きなのか後ろ向きなのかと言いますと、どうも後ろ向きに感じるわけです。それで人口増加対策というのは逆に言いますと、昭和40年代以降については人口増加対策という視点で前に向かって進めてきたという経過があるわけです。何回か私も質問をいたしましたけども、都市計画の大胆な見直し以外には人口増加はないんじゃないかと私は1つは思っております。それには市街化区域の拡大の見直しと、容積率の見直し、民間ディベロッパーの誘導、民間の区画整理事業の促進等であるわけです。現実としては、北陽台団地とか吉無田団地の区画整理事業地内の宅地の販売状況から見ましても、現在宅地の需要度は、長与町については近隣市町含めて、住民の関係者のポテンシャルというのはまだまだ強いものがあるというふうに認識をいたしております。そういうことから、思い切った都市政策をもう一度、また元に戻るんじゃないけれども転換して、人口増加に向けた手法に取り組んでいくべきじゃないかということだと思っておりますけれども、この点についてのご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

人口減少対策に対します都市計画の観点からになりますけども、都市計画につきましては、現在改訂作業をしております都市計画マスタープランで皆さまのご意見を伺いながら、そういった対策についての検討を重ねているところでございます。まず議員が先ほどお話しされました用途地域であったり、建ぺい率、容積率、そういった長与町が検討できる部分につきましては今検討しております、特に建物とかの容積率につきましては緩和する方向で調整を行っているところでございます。また都市計画の線引きの件ですけども、こちらにつきましては、やはり長崎都市圏の線引きになりますので、広域的な調整が必要になってくるところもあると思います。なので、そちらについてはまた継続的に研究していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

担当課長の答弁があったんですが、これはやっぱり理事者の考え方が重要であると。特に副町長は長年経験もされておられますし、また各部長も長年の経験があり、もう町長も3期ですから、ひとつ英断をもって、都市政策の転換という面からもう一度考えて、政策論議をしていただければというふうに要望しておきたいと思えます。

最後に、国道207号のことですが、道路関係に関連をしまして、もうはっきり言いますと、舟津橋から向こうの旧道の方を通過して三彩橋に、これが207号なんですね。ずっと前から私思ってたんですが、舟津橋から手前の方に16メートル街路を通過して三彩橋に行く。この路線は従来から立派に整備をしておるわけなんですね。国道206号の現在の所を整備するために国道に残しとっていいという考え方もあると思うんですけども、現状から考えて非常に改修も難しい面があるかと。従って、舟津橋からこの路線を国道に変更すべきだというふうに私は思うんですね。どう思われましょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

議員がおっしゃられました町道長と中央線と国道207号の管理を入れ替えるというふうなお話かと思いますが、議員も先ほど、質問の中でおっしゃられたと思えますけど、現在の国道の舟津橋の所から三彩橋交差点までにつきましては、まだ部分的に拡幅とか、あと縦断の高い低いとかそういった部分、安全上と防災上まだ投資する必要があるかなというふうに認識をしております、そちらの方を今後県に求めていってからではないと、先に管理を入れ替えると、こちらで投資をする必要性が出てくるかなというのがあるものですから、一応そういうことをご理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

今の質問は前から準備しておったんですが、昨日家に帰りましたらある県議からパンフレットが送ってまいりまして、県政だより報告なんですけども、207号の私が言った所をある議員が質問をして「ぜひこっちに換えるべきだ」という提案をたまたましておられるんですね。それに対する回答が「国道と並行する町道が整備され幹線道路としての利用をしているので、それぞれの道路の役割や在り方について、管理する道路の交換を含め長与町と協議をしたい」ということで9月の県議会で答弁をしておるようなんです。この件についてもう時間ありませんので申し上げますが、そういう協議があっているんじゃないかと思うんですね。まだ9月のことですから、何も言ってきてないということかもしれませんけれども。十分この点ですね、向こうの整備については大々的にはできないような状況も、もうご存じのように部分的な補修はできるかもしれませんけど。国道に敢えて残すよりは。

○議長（山口憲一郎議員）

これで、岩永正則議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩いたします。

（休憩 11時46分～13時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、竹中悟議員の①町づくりにおける県立大学シーボルト校との連携について、
②これからの高齢者施策についての質問を同時に許します。

14番、竹中悟議員。

○14番（竹中悟議員）

それでは今期最後の質問をさせていただきます。36年間にわたり約72、3回の質問をいたしました。真摯に回答をいただいたことをこの場を借りましてお礼を申し上げたいと思います。今日は、町づくりと私たち高齢者に対する施策についてお尋ねをしたいと思います。1番目に、町づくりにおける県立大学シーボルト校の連携についてお尋ねをいたします。本町まなび野に位置する長崎県立大学シーボルト校では、研究活動の推進、研究成果の社会還元、企業と学生による実践的人材教育および地場企業との連携等による地域産業の活性化等を目指し、情報セキュリティ産学共同研究センターを新たに整備。鉄筋3階建てとなる同センター内に、大学と企業との共同研究を推進するための共同ラボを設置するとして、来年4月の供用開始を目指し、現在工事を進めておりますが、この共同ラボに入居する民間企業について当初3社の公募に対し、5社の応募がありました。ご承知のとおり県立大学の情報セキュリティ学科は、国内初の専門学科としてスタートし、同学科が行うサイバー攻撃対策や重要情報を守るシステム構築、個人情報漏えい防止などの研究は、これからの情報通信技術をはじめとする未来技術に不可欠なものとして、内外から非常に注目を集めており、今回のセンター開設によって、ますます加速していくも

のと思われます。設置者である長崎県は同センターの開設により、地場企業の技術力向上やIT企業の県内進出に結びつけたいとしておりますが、本町におきましても第10次総合計画の中に、県立大学をはじめとする多様な産学官連携、大学等と連携した産業推進、人材育成の推進、大学連携による協働のまちづくりの推進、そして先ほど研究センターを活用した産業推進等と、県立大学との連携について強化していく内容の記述が多数見受けられます。地元である長与町として同研究センターをはじめとする県立大学との連携について、どのようにお考えになっているのかお尋ねをいたします。1つ目に、これまでの県立大学との連携状況についてお尋ねをします。2つ目、今回の長崎県立大学情報セキュリティ産学共同センター開設に向けての大学との協議、庁内での検討状況についてお尋ねをします。3つ目、県立大学との連携強化による本町のまちづくりの展望についてお尋ねをいたします。

大きな2番目といたしまして、これからの高齢者施策についてお尋ねをいたします。団塊の世代が75歳以上、いわゆる後期高齢者となる令和7年度を前に、国は介護保険料や後期高齢者医療保険料の負担増について言及をいたしました。高齢化の進展による対象者の増加により、医療費や介護給付費の増加は避けられず、また現役世代の過重な負担を求めるわけにもいかないことから、一定の負担増はやむを得ないと承知をしておりますが、社会保障費増大に向けたこれからの高齢者施策についてお尋ねをいたします。1つ目、現在、第8期介護保険事業計画が来年度で終了することから、既に第9期計画策定に着手をしておられると思います。保険料をはじめ第9期計画の方向性についてお尋ねをいたします。2つ目、地域包括ケアシステムの状況と課題についてお尋ねをします。3つ目、ひきこもり高齢者、認知症高齢者への対策についてお尋ねをいたします。4つ目、後期高齢者医療保険料の見通しについてお尋ねいたします。以上、2点質問いたします。よろしくご回答お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日午後一番の竹中議員のご質問にお答えをいたします。1番目1点目、町づくりにおける県立大学シーボルト校との連携についてのお尋ねでございます。長崎県立大学との連携につきましては、協定締結以前より実施をしてまいりました連携事業を充実、強化し、より効果的な取り組みとするため、平成23年11月28日に「長崎県立大学と長与町との包括連携に関する協定書」を取り交わし、相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の発展および人材の育成に寄与することを目的に各種連携事業を実施しております。連携事業につきましては、健康ながよ21推進専門委員会への参画など、協定締結以前より連携して取り組んでいた事業をはじめ、まちづくり、教育や人材育成、生涯学習の推進、産業振興、福祉や健康づくりなど、幅広い分野で事業を実施しているところでございます。令和4年度におきましても、広報モニター、二十歳のつどいラ

イブ配信、シーボルト食堂、幼児の手洗い健康教室など、町の課題解決や施策の推進につながる合計13の連携事業を実施しているところでございます。2点目でございます。情報セキュリティ産学共同研究センター開設に向けての大学との協議、庁内の検討状況についてのお尋ねでございます。現在、大学におきまして、令和5年4月の供用開始に向け準備を進めているとお聞きしております。共同研究センターにおきましては、研究活動の推進、研究成果の社会還元、企業と学生との交流による実践的人材教育および企業と地場企業との連携等による地域産業の活性化等を目指すとしております。本町におきましても、センターで行われる研究やその成果が将来的にICTを活用したまちづくりの推進、産業振興や若者の雇用創出につながるような働きかけを進めるべく、大学との連携推進会議の場におきまして、センターに関する情報を随時ご提供いただけるよう依頼を行っているところでございます。またセンターでの研究が産学だけでなく、産官学が連携した取り組みとなるよう町を研究の実証フィールドとして活用していただくなど、町も可能な限り協力させていただくこともお伝えをしているところでございます。3点目でございます。県立大学との連携強化による本町まちづくりの展望というご質問でございます。ここまでの答弁にもございましたとおり長崎県立大学とは、これまでも町政の幅広い分野で、町の課題解決や施策の推進に資する取り組みを進めているところでございます。今後も連携の目的を達し、本町の魅力あるまちづくりに資するものとなるよう、引き続きまして連携事業を推進するとともに、町が抱える課題と大学の研究内容のマッチングを図り、新たな連携事業にも取り組んでまいりたいと考えております。また、2点目のご質問にもございました情報セキュリティ産学共同研究センターにつきましては、ICTを活用したまちづくりの推進や将来的な地元雇用の創出、若者の定着などにつながるものと捉えておきまして、今後も県立大学との連携を強化するとともに、入居される企業ともつながりをつくるよう努めてまいります。なお、センターに入居する5社のうちの1社の企業とは、県産業振興財団、県立大学の紹介のもと、企業、県立大学、町との3者で「IoTセンサーネットワークに関する実証実験」に関する協定を令和3年4月1日に締結をしており、連携事業を実施しているところでございます。連携事業の内容といたしましては、本町などを実証フィールドとし、8か所に雨量計等の各種センサーを設置しており、データ収集等を行っているところでございます。収集されたデータにつきましては、県立大学と企業との共同研究に活用されているほか、本町施策での活用可能性につきましても検討を進めているところでございます。

続きまして大きな2番目の1点目、これからの高齢者施策について、保険料をはじめ第9期計画の方向性についてのお尋ねでございます。今後、第9期計画策定のためのアンケート調査を令和4年度中に実施いたします。その後、アンケート結果や給付実績の集計、分析などを行い、その結果を踏まえ将来人口推計や給付費の見込み、準備基金の残高などを基に総合的に検討し、介護保険料の額や事業の内容を決定してまいります。介護保険料につきましては、今後、団塊の世代をはじめとする75歳以上の人口が増加していくこと

で、給付費の増大が見込まれますので、保険料が急激に変動しないよう基金の取り崩しも含め検討を進めるとともに、少しでも給付費の増大を抑制できるよう効果的な介護予防事業等についても調査研究を進め、過不足のない計画となるよう努めてまいりたいと考えております。2点目でございます。地域包括ケアシステムの現状と課題についてのご質問でございます。地域包括ケアシステムは、住民の皆さまが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、介護予防・生活支援が一体的に提供できるような仕組みづくりとなっておりまして、長崎県が実施する地域包括ケアシステム構築状況評価におきまして、本町は40点満点中32点の評価をいただいておりますので、現状では目標に対しておおむね達成しているものと考えているところでございます。今後の課題といたしましては、これまで積み上げてきたものの有機的な連携をさらに深化させるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業において、現在提供されているサービスに加え、有償、無償のボランティア等、住民主体による支援などの多様なサービスの提供ができるよう取り組んでいく必要があると考えております。3点目でございます。ひきこもり高齢者、認知症高齢者への対応についてのご質問でございます。ひきこもり高齢者への対応につきましては、まず、ひきこもり状態になりますと、日中の活動量は大きく減ることとなります。これが長期化いたしますと筋肉量が低下し、身体的フレイルにつながってまいりますし、さらには認知機能低下を招く恐れがあるとも言われているところでございます。ひきこもりは、できるだけ早く解消していかなければ、身体的にも精神的にも回復が難しくなるものと考えておりまして、節目年齢時に実施しております健康調査などの機会を活用してひきこもり高齢者を把握し、介護予防事業や地域での集いの場への参加を促しながら運動や生きがいつくりの場につなげていく支援を行っているところでございます。次に認知症高齢者への対応につきまして、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になるとの推計も出ておりまして、認知症の方が地域で自立した生活を送るためには、ご家族はもちろん周囲の方をはじめ地域での認知症に対する理解や支え合いが必要不可欠であると考えております。本町では認知症の方も安心して暮らせるまちを目指して、平成29年度から配置しております認知症地域支援推進員を中心に、ご本人やご家族への支援、認知症を理解し認知症の方やそのご家族を温かく見守る認知症サポーターの養成、認知症カフェや認知症初期集中支援チームの設置など、認知症の方やそのご家族を支える仕組みづくりに取り組んでいるところでございます。また在宅生活をされている認知症の方など、行方不明になる恐れのある方につきまして、名前、特徴、写真等の情報をあらかじめ登録してもらい、登録された方には、衣服や持ち物へ貼り付けるQRコードを記載した見守りシールを交付することにより、早期発見や家族への早期連絡につなげる長与町認知症高齢者等おかえりサポート事業についても取り組んでいるところでございます。4点目でございます。後期高齢者医療保険料の見通しについてのお尋ねでございます。後期高齢者医療保険料につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療広域連合が2年ごとに改定をしております。改定に際しては、

県全体の医療給付費の動向や被保険者数等を踏まえて算出をしているところでございます。長崎県におきましては、後期高齢者医療制度が始まった平成20年度が所得割7.8%、均等割4万2,400円であったのに対し、令和4年度では所得割9.03%、均等割4万9,400円となっております。14年間の間に所得割で1.23%、均等割で7,000円引き上げられている状況でございます。ご承知のとおり高齢者に係る医療費はこれから先、増加の一途であり、これを支える現役世代の負担も膨らんでいることから、国は高齢者自身の負担を増やすことで、世代間の負担の公平性を確保する方針を示しました。そのため今後も保険料が上がっていくことが予想されます。本町といたしましては、高齢者の負担をできるだけ抑えることができるよう、健康寿命の延伸と医療費削減の取り組みを広域連合と協力、連携し進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

丁寧な説明をいただきました。通告は町づくりからやっていたんですけど、高齢者施策について非常に丁寧に説明していただきましたので、先に2番目の方から進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。回答をいただきまして、これは上位法に基づく、長与町が突出してできないということは私もよく存じ上げておりますし、広域でやっているという部分もありますので、その辺は十分に理解をしているつもりでございます。そして団塊の世代、まさに私があと2年で、令和7年で75歳になりますので、私たちを、町長も一緒ですよ、狙い撃ちして金額も設定しているのかなあと、そういう気持ちもしますが、今若い世代の人たちが一生懸命働いて、それを負担をさせていただいているわけですから、私たちもそれに応えなくちゃいけないと、そういうふう思うんですね。ですからこの高齢者施策については、大体理解いたしましたけど、2、3点質問をさせていただきます。1点目の第9期介護保険事業計画では、住民アンケートなどをされてということでございますけど、先ほど基金の取り崩しという答弁がありましたね。現状この基金がどれぐらいあるのか。これまでの取り崩しの経過、それと本町の保険料が県内でどの辺の位置に、水準にあるのか。これについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

介護給付費準備基金につきましては、令和3年度末現在で4億8,833万2,000円となっております。現行の第8期介護保険事業計画におきまして、計画策定時に準備基金を一部取り崩し、第7期計画における月額保険料の5,400円から5,300円の100円引き下げを行い、保険料水準の維持に活用しているところです。また、県内における本町の介護保険料の水準は、現行の第8期計画におきましては、19保険者中16番目、下から4番目に安い保険料水準となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

先ほど4億8,000万円とおっしゃったですね。この基金の金額が、どれぐらい先まで今の保険料を保てるのかですね。予想としてどれぐらいまでこの水準を保てるのかなというのが心配になるわけですね。その辺の予想についてはいかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

いつまでとは断言することができませんが、保険料は介護保険事業計画3年の計画期間に必要となる給付費を見込み、それを被保険者数で割って算出いたしますので、給付費が計画の範囲内に収まれば余剰金が生まれ基金が増えることとなりますし、給付費が計画を超えてしまえば不足分について保険料を上げるか、もしくは基金を取り崩して充当することとなります。また介護離職をはじめとする人材不足対策として、人件費部分が年々上がっておりますので、同じサービスであっても単価が年々高くなってきておりますし、必要な方に必要なサービスを提供しなければなりませんので、保険料を下げるためだけに給付費を抑えるというわけにもまいりません。その辺りも十分加味しながら過不足のない介護保険事業計画となるよう、相対的なバランスも含め慎重に検討してまいります。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

了解しました。将来的に介護給付費の増大は避けようがないということで、保険料が急激に上がらないように基金等を活用して十分に考えながら、この取り崩しなどを取り組んでいただきたいとそのように思います。2つ目の地域ケアシステムについて、先ほど答弁では長崎県内で40点中32点と、町長のお言葉ですとまあまあやっているんじゃないかというお言葉でございましたけど、逆にあとの2割、8点ができていない要因ですね。この辺が分かればお答えをいただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

先ほど町長答弁でもお答えいたしました。県が実施する地域包括ケアシステム構築状況評価につきましては、医療、介護、保健・予防、住まい・住まい方、生活支援・見守り等、専門職・関係機関のネットワーク、住民参画、行政の関与・連携という8つの分野について設定された78項目の評価指標について、できている、概ねできている、目標の半分程度できている、一部できている、ほとんどできていない、の5段階評価を行い、本

町におきましては先ほど申しあげました8つの分野全てにおいて、5段階評価の4となっております。例えば医療分野における入院したあとの退院支援について、町内5か所の入院医療機関のうち4か所に連携室があり、病院の担当の方との連携がとれますが、連携室がない病院とは連携がとりづらいこと。また退院して在宅医療となられる方全てを把握することはできませんので、どうしても漏れなどが生じてしまうこと。看取りの評価では、看取りの事例を多職種で共有する場があるという評価項目では、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、特に医療関係者を集めての開催ができなかったこと。生活支援体制の構築では、第1層協議体立ち上げ後第2層協議体の立ち上げを計画しておりましたが、先ほども申しあげました新型コロナウイルス感染症の影響で、立ち上げまでは至らなかったこと。地域福祉活動では、サロンがまだまだ町内全域に広がっていないことなど、点と点、あるいは点と線までの構築は一定できているものの、面的な広がりがまだ満点に足りない部分だと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私も県に行って少しだけかじってきましたけど、なかなかパーフェクトというのは難しい。それは私もよく分かります。それでも満点に近くなるように何とか努力をしていただきたいと思います。それから3つ目ですけど、ひきこもり高齢者については答弁があったように部屋から出られないとか、家から出られないわけですから、活動量とか運動量が著しく減って筋肉が落ちて、長期化すれば虚弱になっていく。これはごく当然のことですね。先ほどちょっと気になったのは、認知症地域支援推進員と初期集中支援チームというのが出てきたと思うんですけど、これについて今何名ぐらい推進員がいらっしゃるのか。またチームがどれぐらいあるのか。この辺を分かりませんので教えていただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

まず認知症地域支援推進員につきましては、本町は1名になっております。それから認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症サポート医、医療・福祉・介護の専門職で構成されており、認知症高齢者の面談などを行って、医療機関の受診や介護サービスの利用、ご家族に対する支援など、初期支援を6か月を目安に集中的に行う業務を担当しております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

ひきこもり高齢者や認知症の高齢者が今どれぐらいおられるのか。それを把握できるのかなという気持ちがあるんですけど、どういう把握をされているのか。これについて分

かっている範囲で教えていただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

村田介護保険課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

ひきこもり高齢者、認知症高齢者の人数につきましては、正確な把握ができておりません。次に対象をどのように把握しているかということですが、対象者の把握につきましては、毎年実施しております75歳、80歳、85歳、90歳を対象とした節目年齢時の健康調査の中で、ほかとの交流があるかという調査項目があります。その過去5年間の集計結果を見ますと、交流がないと答えられた方が、75歳が4.53%、80歳が6.59%、85歳が13.20%、90歳が29.75%となっております。ほかとの交流がない方につきましても買物などで外に出る機会はあると思われまますので、この方々が引きこもり高齢者になるとの判断は難しいところではございますが、特に85歳以上になりますと、外に出る機会が少なくなる方が増加している状況でございます。次に認知症高齢者につきましても、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になるとの推計が出ております。本町の2025年の65歳以上の高齢者は1万1,871人と推計されておりますので、認知症高齢者が約2,400人になるのではないかと推計しております。ひきこもり高齢者や認知症高齢者の全数把握はできておりませんが、いずれの対象者につきましても家族による窓口相談や節目年齢時の健康調査、民生委員などの地域からの情報提供などにより、できる限り把握に努めているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

分かりました。もうヒヤッとしますね。私もその5人のうちの1人に入るんじゃないかと心配しています。これだけやっぱり高齢化が進みますと、その費用もたくさん掛かるんですね。ですからその辺はよっぽど精査をしながら計画を立てていかないと大変なことになりますね。これはもちろん先ほど言ったように上位法でありますので、長与町だけでもどうしようもないということは私もよく理解しています。しかし、人に対する気持ちというのは大切にしながら、利用者というんでしょうか、その人たちの会話を大切にしながら、今からやっついていかないといけないと思うんですね。4つ目に後期高齢者保険について、高齢者の数が増えて医療費が膨らんでいる状態は先ほどの介護保険料と同じと思いますが、さっき町長も回答されましたけど、将来的な見通し、これは広域連合が推計を出していると思いますが、10年後、20年後と言っても回答はできないと思うんですけど、考え方を一つ教えていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

藤崎健康保険課長。

○健康保険課長（藤崎隆行君）

後期高齢者医療保険料につきましては、将来的にどれくらいになるというような長期的な試算、こちらについては、国においても広域連合においても公表はされていないといった状況になっております。しかしながら、団塊の世代が後期高齢者になり始めるということで、令和2年の窓口負担割合の見直しがあつているんですけども、そのときには令和7年にかけて現役世代の負担がさらに上昇をするとしまして、今年の10月から2割負担が導入をされておりますし、さらに厚生労働省につきましては、賦課限度額の引き上げ、それと75歳以上の全体の負担額を引き上げることについて検討を始めております。そのため具体的にいくらになるというのは、現時点では不明ではあるんですけども、窓口での一部負担を含めた高齢世代の負担につきましては、増えていくものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

大体分かりました。予想された範囲の回答だと思います。これ以上のことはなかなかここで言明することはできないと思います。ですから今回は高齢者が増えていく中でのこれからの医療介護の分野の質問をさせていただきました。医療介護については基本的に国からの上位法に基づき運営されてどうしようもないという部分がありますけども、介護保険も後期高齢者医療もどちらも保険料で補われているわけですね。ですから介護保険サービスや病院の受診をすればするほど、保険料に跳ね返ってくる。これはごく当然のことですね。であればやはり先ほど言われているように、介護サービスを使わずに済むように、できるだけ病気にならず長生きして保険料も大きく上がらずに済むわけですから、介護予防や健診の受診率アップなどに力を入れて、健康寿命の延伸による介護保険料、後期高齢者医療保険料の削減に努めていただきたいというふうに思います。高齢者医療についてはこれで終わります。

1番目の質問に移りたいと思いますけど、先ほど平成23年11月23日に県立大学との包括連携協定が結ばれて13ぐらいの事業が行われ、第10次総合計画に基づいた連携であると感じますが、これらの事業に対しては大学の連携による協働のまちづくりの取り組みであつて、それなりの評価はしていますが、それ以外の取り組みが果たして行われているのかなど。この協働のまちづくりだけの連携ではないかなと私はそういうふうに思うんですね。それからどうやって突っ込んでいくのかということなんですけど、このことについてどうなんですか。やはり第10次総合計画に書かれた全体を網羅するような話し合いがずっとできているのかどうか。それについてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

長崎県立大学と長与町との包括連携に関する協定につきましては、長崎県立大学と長

与町が相互の資源を活用した連携を推進することで、地域社会の発展および人材の育成に寄与することを目的として協定を結んでおります。連携事項につきましては9つ結んでおりまして、地域政策・まちづくりに関すること、教育および人材育成に関すること、生涯学習に関すること、地域産業の振興に関すること、健康福祉に関すること、地域情報化に関すること、学術研究に関すること、施設の利用に関すること、その他、両者の協議により定める事項となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

私の質問がちょっと悪かったと思いますけど、今回の質問は、実はこの新しくできた情報セキュリティ産学共同研究センターと長与町のコラボといいですか、接触、これについて私は実際質問をしたいんですね。ですから、今までの取り組みがどうだったのかなということも一応含めてお尋ねをしました。当大学は平成11年、長崎県立女子短期大学が大体出だしなんですね。これは鳴滝にあったんですね。これが長与町に移ってきた。長与町に誘致したのも非常に佐世保市と長与町とのいろんな水面下の激しい引き合いがあったんですよ。あるトップの方は佐世保市にぜひ持って行って併合したいと。もしくは長与町は長与町で、町長は前葉山町長だったんですけど、かなりまあ苦心をされて長与町に持ってきたという経緯があります。それとあとシーボルト大学という名前ができたのも、鳴滝に県立女子短期大学があって、それが長与町に移って1年間シーボルト大学で授業を行ったんですね。平成12年にこれが卒業して12年からシーボルト大学と正式に名称がなつたんです。鳴滝とシーボルトというのはご存じのとおり非常に長崎で歴史がある、関連があるので、シーボルト大学というのができたとは私はそのように認識しています。非常に私はこのシーボルト大学に対して昔から思いがあるのは、私は最後の長崎県立短期大学の後援会長をしたんですよ。後援会長というのは今でいう小中学校のPTA会長をさせていただいて、要はシーボルト大学に移るときのいろんな部分がまだまだ頭の中にいろいろ走馬灯のように入っているんですよ。ですからそういう思いが非常に強い。これは平成28年度ですか、情報学科というのが出来たんですね。これは日本で初めての情報学科ということで設立されました。このときの知事の肝いりでこれが出来て、日本に長与町からこの情報学を発信したいと、そういう中で始まったことなんです。ですからこの大学については、長与町がこれを持っていること自体が非常に誇りなんですね。ですから長与町とシーボルト大学と連携して何か町おこしがつくれないかなということを私は今模索をしたわけですね。それで、せっかく日本で最高の情報学科を備えた大学があるんですから、協働のまちづくりの連携だけでなく、情報学科で今度新しく共同ができるんですけど、すいませんちょっと高揚して話が進まないのは申し訳ないんですけど。来年先ほど登壇して話をしたように大学でこれができるわけですから、長与町も必ずこれに携わっていただきたい。この共同ラボというのが今度できまして、はじめ3社を目的として応募した

んですけど、5社結局応募が来たんですね。この5社というのが1つは今さっき長与町と既に連携をしているという話を聞きましたけど、あと4社につきましてもスーパーゼネコンであるとか、もう日本で上場企業の素晴らしい会社ばかりなんですよ。ですからこの共同ラボに長与町もぜひ参加をしてもらいたい。私はそういう思いでいるんです。ですからそれをするために、長与町でこのセキュリティの共同ラボについて参加をするための1つのプロジェクトチームを作ったらどうかと、そういうふうに思うんです。プロジェクトチームを作って、それと大学と一緒に研究をする。だからその先にいきますと、このプロジェクトチームがラボの会議の中にオブザーバーでも参加ができるような形まで作っていただいて、その情報と話し合いを長与町に持ってきて、日本で最初のセキュリティのラボに入っている行政体だということを全国に知らしめる。それを先駆けとなって長与町がやっていただきたい。そういう思いで今回質問させていただいたんです。ちょっと質問にならない部分があるんですけど、せっかくあるのに今まであんまり連携ができてないなど。まちづくりの中でいろんな部分で連携されているということはよく分かるんですけど、基本的にこの情報学科というのは、先ほど言った個人情報の話もありますし、今からもう避けて通れない部分なんですね。だからこれを先駆けて長与町も取り入れて、長与町に来ればこのセキュリティのことはみんな分かると。日本では長与町が先駆けてやることによって、長与町という名前を日本全国に知らしめて、そして、町おこしをやったらどうかと、そういう思いで質問をしているんですね。私、前回図書館の質問をしたときに、長与町からロープウェイ、要はシンガポールみたいに、セントーサに行くみたいでロープウェイを作って画期的な構想ができないかという質問をしましたね。それと同じようにやはり長与町が今から生き残っていくという部分については、やっぱり何か特異あるまちづくりをしないと、長与町はどんどん低迷していくんですね。人口も減ってきて。その辺について町長のお考えを少し教えていただければ。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

ご提言ありがとうございます。現在プロジェクトチームは組織しておりませんが、既に連携協定を締結している企業との事業では、月1回の定例会を開催いたしまして、また、設置している各センサー類のデータにつきましては、各担当課とも適時情報共有を図っているところでございます。今年度新たに設置いたしました水田センサーにつきましては、自宅などの水田から離れた場所でも水田の水温や水位などがアプリで確認できるので、県内耕作者の協力を得てセンサーの対応性など使い勝手なども含めまして確認しているところでございます。町といたしましては、共同研究センターでの研究が産学だけでなく、産官学が連携した取り組みとなるよう町を研究の実証フィールドとして活用いただくなど、町も可能な限り協力させていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

その水田のことについては私もいくらか聞いたんですけど、公式に私はここに参入するために、共同ラボの要件状況として、大学職員と共同研究、本学と産業界等との研究協力を推進し、地場企業との連携、長崎県への貢献に資すること。家賃が月額7万8,200円、年間93万8,400円ということで、実際に来年の開設に向けて、もう皆さん動いているんですね。私ども先ほどの課長の話では情報をもったり、そういういろんな部分で活用できるということなんですけども、実際にその5社と学校とそして行政が一緒になって話をし、その情報をもろうというだけじゃなく、情報をもろうということは、自分の所はノウハウをいくらか持っているということなんです。ただ行政はそれを持っているはずないんですね。だから一緒になって研究をして、その成果を一緒に持って発信すると。ちょっと話が違いますが、議会の条例にしても栗山町という町が北海道にあるんですよ、小さな町ですよ。しかし、議員の条例を作るときには必ずみんな研究に行くんですよ。だからここがメッカになっているんですね、議会の中でですね。それができるように、行政として長与町が情報セキュリティのメッカであるというまちづくり、それをぜひやっていただきたい。今まで長与町はミカンで育って来ました。私が昭和62年に議員を拝命させていただいたときには、石川県であるとか青森県の弘前であるとか、そういう所にミカンの営業に行くと、長与ミカンって有名だったんですよ、日本でも。そのときは、まだ関東以北は柑橘類ができていなかったんですよ。今はもう温暖化でどこでもできるし、おいしいミカン、温室でどこでもできる。長与町の場合は、高齢化、後継者不足で随分皆さん苦勞なさっています。これはもう全国一緒なんですけども。そうすると長与町に何かあるのかといたら、先ほどの同僚議員の質問でどんどん人口が減っていくという話だったんですけど、それじゃ駄目ですよ。長与町にこれがある。これがあるから長与町に行こうと。行けば人口が増える。相乗効果が出てくる。まちづくりができる。そういう一つの夢を持って今からやっていくというのは必要なことだと思うんです。それについて町長本人のお言葉をいただきたいんですけど。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今日は大変貴重な意見をいただきまして大変ありがたく思っております。私はこの情報セキュリティ学科の生徒とか先生とは時々会うようにしております。これはやっぱりまちづくりの一つの核にもなるような部分だと思うんですよ。議員ご承知のとおりサテライトオフィスを構えているというのは、一つはそういうことなんです。あそこも5社ほど入れるようなオフィスを造りました。銀行辺りにも空いたスペースを貸していただけないかというような形で話をさせていただいておるんですけども、それもそういった情報セキュリティ、つまりICTを中心にした企業、そういったものがスタートアップ

できないだろうかというような思いでおりますので、今後、今おっしゃったことにつきましても研究していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

竹中議員。

○14番（竹中悟議員）

最後になりましたけど、町長が10年前に長与町に幸福度日本一の町をつくと。そして情報インフラを整備すると、そういうお言葉がありまして、この情報インフラについては、議会で修正議案ということで、少しトーンダウンした経緯がありますけどね。その情報につきましては町長も非常に明るいと思います。ですから共同ラボも情報をもらうんじゃないで、一緒に参加して、一緒に作り上げていく。これが一番大切なことだと思います。ですから皆さん夢を持ったまちづくりを今からつくっていただきたい。そして長与町がどんどん発展していただくように祈念して、私の質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで竹中悟議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩いたします。

（休憩 14時00分～14時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、金子恵議員の①住みやすい生活環境の整備についての質問を許します。

9番、金子恵議員。

○9番（金子恵議員）

それでは早速質問に入らせていただきます。①住みやすい生活環境の整備についてでございます。住みやすい生活環境とは、安全で安心できる居住環境、また、清掃、美化活動による清潔で美しい居住環境、医療、教育環境、インフラ関係の充実など、住みやすさの基準は一人一人違いますが、全ての住民がそう感じる環境整備はさまざまな面からも有効と考えます。昨今、町民総歩きで健康を目的に楽しむ人、お世話になった社会に貢献の気持ちを持ってボランティア活動をする人、自治会活動を快く引き受け頑張る人、それぞれが長与愛を前面に日々の生活を楽しんでいるように感じます。しかし、佐世保市で起こったガードパイプの老朽化により高齢者が重傷を負う事故があったように、生活の基本である安心して過ごせる町のはずが、危険箇所が見受けられるなど、安全面での不安や説明不足のまま仕組みが変わったことで、戸惑う声を聞きます。今以上に住みたくなる町にしていくためにも、以下の質問の中で、将来のまちづくりを考えたいと思います。（1）自治会の在り方が注目されています。毎年11月は自治会加入月間ですが、自治会を存続させていくには、まず加入促進が必要と考える。これまでの加入促進の活動の現状と課題は何か。本年度の取り組みはどのようなものか、またその効果をどう見込んでいるか。（2）自治会が直面する問題は、自治会について住民の理解や関心が薄いことだけではなく、そ

それぞれの世帯の構造変化から生じてくる問題が根底にあると思う。今後、継続が可能と考えているか。新しい仕組みづくりが必要ではないか見解を伺う。(3) 行政が担う業務の一部を自治会へ委託するケースがある。しかし、自治会加入者数が減少している中、役員は委託された業務の負担が集中することも少なくない。このような状況をどう考えるか。

(4) 大村湾沿岸や河川付近の清掃ボランティアを募集するなど、町としても美化活動に力を入れている。また日頃の清掃活動など個人的に協力している人もおられる。今後、期待することは何か。(5) 住みやすい生活環境(農林水産業、地域づくり、まちづくり支援など)の整備を図るため、地域おこし協力隊の制度活用は多くのメリットが考えられるが、見解を伺う。以上5点を中心によりしくお願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは金子恵議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。住みやすい生活環境の整備についてという大枠で、最初が自治会加入促進活動の現状と課題およびその効果についてというお尋ねでございます。自治会加入促進につきましては、毎年加入促進会議を開催いたしまして、協議を重ねながら対策を実施してまいりましたけれども、加入率は残念ながら減少傾向にあるのが現状でございます。課題といたしましては、加入率の増加につながる効果的な施策は見いだせておらず、現在のところは地道な活動が実を結ぶものであると捉えております。その中で今年度は自治会加入促進動画の作成に取り組んでおります。年初めをめぐりYouTubeで公開する予定としております。効果につきましては、動画を視聴することで自治会活動の役割や重要性、人と人とのつながり、会費がどのように利用されているかなどの理解が進むことで、加入促進につながることを期待しているところでございます。そしてまた、今年度、長崎県立大学シーボルト校の学生3名をインターンシップ生として受け入れておりました。自治会加入促進について、大学生の視点を取り入れたアイデアをご提案いただきました。この提案につきましては、今後自治会長の皆さまと共有しながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。2点目でございます。自治会の継続可能性と新しい仕組みづくりについてのお尋ねでございます。自治会の現状といたしましては、年々加入率が低下してきておりました。また新型コロナウイルスの影響により活動が制限されてきたことにより、人と人とのつながりが希薄化してきているのではないかと憂慮しているところでございます。ライフスタイルの変化や価値観の多様化が進んでいく中で、昔からの運営方法にとらわれない、また担い手不足解消の観点からも、その時代に合った運営方法を考えていく必要があると考えております。そのための仕組みづくりにつきましては、自治会の皆さまとの意見交換を進めながら自治会ごとの運営方法について、個別具体的に検討を行ってまいりたいと考えております。また、先ほどお話ししましたインターンシップの大学生からの意見の中に、大学生の自治会活動への参加促進についてのご提案がありましたので、そのような新

しい視点も取り入れてみたいと考えているところでございます。3点目でございます。自治会の役員に負担が集中していることにつきましてのご質問でございます。本町では、これまで自治会の負担軽減といたしまして、配布物の削減などの軽減策に取り組んでまいりました。自治会の役員に負担がかかっていることにつきましては個別にお話を伺っており、担い手不足解消のためにも、組織、運営、活動の見直し、スリム化や効率化を図って役員の負担を減らす必要があると考えておるところでございます。今年度におきましては、自治会内の役割分担の見直しや効率化を推進するため、自治会におきましてSNSを活用することで負担軽減を図ることができないか、自治会の皆さまと相談しながら活用について検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。4点目でございます。ボランティアの美化活動や清掃活動に期待することはどういうことかというご質問でございます。今回、募集しております清掃ボランティアにつきましては、近年、地球環境、特に海洋域へ影響を与えていると言われております海洋プラスチックごみと共にマイクロプラスチック問題を考え、そのことに対し実際に行動して現状を見ていただくことで、より以上の関心を持っていただくことを期待しておるところでございます。また、自分が住んでいる地域をより良くしたいとの思いで清掃活動を行っておられる方々に対しましては、心より感謝の言葉を申し上げるとともに、その言動行動を注視し、その思いがより多くの人々へ広がり、さらなる地域環境美化の意識の醸成につながることを切望しているところでございます。5点目でございます。住みやすい生活環境の整備を図るため、地域おこし協力隊制度を活用することについてのお尋ねでございます。地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が地域おこし協力隊員として委嘱する制度となっておるところでございます。活用事例といたしましては、隊員が一定期間地域に移住し、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住、定着を図る取り組みが全国的に行われているところでございます。本町は昭和44年の町制施行以降、区画整理や民間開発等により急速に人口が増加してまいりました。その過程におきまして、これまで新旧の隔たりなく多くの住民の皆さまにさまざまな分野でご協力をいただきながら発展をしてまいったところでございます。今後も若い世代を中心とするさまざまな観点からの意見を取り入れながら、住みやすい生活環境の整備を進める一方で、分野により担い手不足や地域活性化という視点から地域おこし協力隊の需要が出てくるものと考えております。そのため、今後さらに制度に関する職員の理解を深め、活用の可能性について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

それでは再質問に移りたいと思います。この自治会のことを質問するときは毎回言っ

ているんですけれども、町長の答弁の中でも出てきたと思うんですが、やはり自治会の課題としては、これはもう本町だけに限ったことではありません。加入率の低下ですとか、役員の高齢化、後継者不足、そういう問題を抱えているということで、その結果その地域のコミュニティの希薄化、繰り返すようで本当に申し訳ないんですけれども、高齢者や子どもたちの見守りもあります。自主防災の脆弱化、そういうものが大きい問題として認識をされているかというふうに思います。ですから、自治会加入というのは、やはり今後のまちづくりにとっては本当に大事な第一歩だとは思いますが、第10次総合計画に令和元年度68%の加入率を、7年度までに70%に引き上げるという目標を掲げておられます。平成22年から令和元年まで10年間で10%、加入率が低下ということは、78%から今68%になっているということで、これを70%にするため、あと何年かありますけれども、過去2年間、この加入率は大体どのくらいになっていたのでしょうか。数字を教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

令和3年度4月につきましては66.1%、令和4年4月につきましては64.4%となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今お聞きした数字からも分かるように、いろんな対策を取ってもなかなかその成果が出せていないというのが現状なんですね。これは、こちらから長与町の執行部にいろいろ言っても、地元の人たちもそれなりにやっちはいるんですけど、社会情勢とか構造が変わっているのが厳しいかとは思いますが、70%にする目標を掲げている以上これからまだ数年は加入促進のための活動は継続していかなければいけないということで、自治会加入促進動画が出来上がったということで、来年初めからYouTubeで公開をするということで、これは未加入者に向けてのものだと一つは思うんですね。おっしゃっていたように、自治会とやらは何をしているところやらっていう、そういうものがしっかりと分かる動画になっているというふうには思うんですけれども。これによってどれほどの効果、加入率を上げるための効果としては、本当に効果があると思っているのかって言ったら、もう作ったのに申し訳ないんですけど、どういうふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

まず自治会未加入者について見ていただきたいというふうに思っておりますけれども、まず問題点といたしまして、自治会に関する理解が、要は周知ができていない部分がある

のかなというふうに思っていて、こういった活動をして会費がどのように使われているか、そういった部分の理解を深めていくことによりまして、自分も参加してみようかなといった意識を醸成していきたいというふうに考えております。効果については未知数でございますけれども、大変期待をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

YouTubeでの配信ということで、ほか、ホームページとかその他SNSでの発信っていうか掲載などが考えられますけれども、その他はどんな方法を考えておられますか。せっかく作ったので多くの方に見ていただくという意味では、どうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

まずは、広報1月号に掲載をさせていただきまして、QRコードを読んでもらう動画を見ていただければと思っております。また併せまして、いろんな方法があると思うんですけども、まずYouTubeの動画が関連動画とかも出てきますので、こういった方法でやってみれば、関連動画として出てきやすいのかということについても研究してみたいと考えております。あと、これもちょっと分かりませんが、大学生からの意見にもございましたけれども、Instagramが大変使われておりますので、その辺も研究してみたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

自治会に個別に配布とかいうのは考えておられないんですね。なぜそれを聞くかという、自治会に配布されても未加入者向けの動画であって、使う場面があまりないかなと。総会のときに例えば流したとしても加入者しか来られないので、そういうふうなお金を使うのであれば、ほかに回していただいてもいいんじゃないかなと個人的には思うんですけど、どうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

完成したデータにつきましては自治会にも配布をしたいと思っていて、費用は特にかからないのでCDに落として配布をしていきたいと思っております。また、自治会に入っている方たちにつきましても、やはり自治会の活動の内容を深く理解していただくためにはぜひ活用していただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

分かりました。確かに自治会に携わる方が議員の中にも多くおられますけど、その方たちが自分のやっている自治会の仕事というのが、住民の皆さまに理解していただいているかというところは、そこはもう本当分からないので、そういうのを見ていただいて、加入されている方にも自治会に対する理解というのを深めていけるきっかけになればいいかと思います。自治会に加入されていない方なんですけれども、こういう方に話を聞くと「メリットが分からない」とか「地域活動に参加することや自治会の役をすることが負担になる」、そういうことで自治会に入りたくないという声が聞かれるんですけれども。では、自治会に加入することで得られるメリットというのはどのようなものがあるとお考えか。それと、それをどのように周知して、なぜ周知と言うかという転入の手続きのときに「自治会に加入されますか」ということで紹介なり説明なりをされると思うんですけれども、その中で「こういうことで加入のメリットがあります」ということでお伝えをいただく役割というのは、自治会からしたらそれは大変役に立つというか助かることで、その辺りをどういうふうに住民に説明をされているのかなっていうところを、お聞きできたらと思いますけど、どうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

まず、自治会の必要性についてお話をしたいと思いますけども、自治会はさまざまな地域課題に対しまして、住民相互の力によって解決を図っていく組織であるという認識をしております。そのため、災害をはじめとするさまざまな社会不安に対しまして、自分の身は自分で守る自助であったりとか、いざというときの国や自治体による救助や援助、公助にも限界があるというふうに考えております。そのため共助こそが今後社会において必要なものであるというふうな認識の下、お話をしていきたいと思っておりますけれども。メリットというのは、一概にこれがメリットですよというのはなかなか難しいのかなといった部分で、動画の方にも入れておりますけれども、それを見ていただくことによりまして少しずつでもメリット、要は必要性といったものを理解していただければというふうに考えております。あと、転入者につきましては住民環境課の窓口で説明をさせていただいておりますけれども、その際、せっかく動画も出来上がりますので、ぜひ加入促進動画も見ていただきたいと考えております。今その方法については検討を進めている段階でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ちょっと補足をさせていただきたいと思っております。この動画は、今まで旗を作った

りとかチラシとかやってきたんですけど、なかなか効果がないということで、販路を拡大するにはどうしたらいいかという、サラリーマンの転勤族で若い人たち、アパートに住んでいる人たち、こういう人たちがやはり一番接点が無いんで、その方々に対してどういう訴求がいいかということの販路拡大の一環として、YouTubeとかInstagram等々の方が目に付きやすいんじゃないかということで、これは総務の若い人たちが考えて作ってくれたんですよ。で、見たんだけどあんまり面白くないんで、専門家に頼んだ方がいいんじゃないかということで。でもコンセプトが非常に良くて。つまりこの自治会が無くなったらどうなんだっていうことを仮定して作っているんですよ。だから今度ご覧になったら分かると思うんですが、面白いものになっているんじゃないかなというふうに思っています。そういった形で、販路拡大が一つはあるということでご理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

子どもの声がガラガラのおじさんの声だったというのを聞いたので、確かに町長がおっしゃるとおりかなと思います。でもせっかく作ったので、一つ思うんですけれども、1階にテレビがあって、テレビを見て新聞を読みに来られる住民もいらっしゃるかもしれないんですけど、別にテレビを映さなくていいときは、その動画をずっと流しとくという方法も一つあるのかなというふうに思いました。では、自治会の役員の負担軽減ということで、配布物を少なくしたりとかさまざまなことをしていただいているんですけれども、今後SNSを活用してという答弁がございました。SNSというと、ほかのデジタル自治会ということで取り組んでいる所は、その自治会ごとのLINEでのグループを作ったのやり取りとか、そういうのをされている所があるらしいんですけれども。確かにSNSを使うというのは若い方々を少しでも加入してもらおうという方策としたら、それは良いアイデアだとは思いますが、高齢者世帯が多いところとかは置いてきぼり、ちょっとあれですけど。そこは今までのアナログ的な感じでのやり方ではいいんでしょうけど、向上心のある高齢者は、取り組んでみたいっていう方も多々おられると思うんですよ。80代になってもばんばんパソコンを使われる方もいらっしゃるんで、そういう方たちに向けてのスマホを利用するときの講習会を、今ちょっと制限があったりとかしますけど、どんどん広げていってデジタル自治会というものに少しでも近づけていけるような取り組みをやっていただきたいと思いますが、今後のことでしょうけど、どういうふうに対応を考えておられるのかその一端が分かれば、お伝えください。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

先月開催いたしました自治会加入促進会議の方で、SNSの活用について提案をさせ

ていただきました。その中でLINEを使った回覧版とか、そういったものをお話しさせていただきました。今おっしゃったとおり高齢者が使えないといったことが考えられますので、それについては出向いて講習をする方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

先進地が幾つかあるんですけれども、そちらでもLINE登録をされている方が、まだ37%ぐらいという結果も出ているようですので、そういうふうに今後モデル地区とか作って進めていくっていった場合も、どれだけ加入をしていただけるかという、そういう方策も併せてお願いしたいと思います。次に進みますけれども、自治会には長与町でいえば役場の手の届かないところを補完するという役割があると思います。反面、ぎりぎりの職員数であることや、なかなか財政に余裕が無いということなど、行政が担う業務の一部を自治会に委託する場合も多いというふうに思うんですけれども。しかし、自治会も加入者が少なくなりましたし、役員等に委託された業務の負担がやはり集中するということで、業者の下請けというような役割があるというのは分かるんですけれども、本来は自治体がやるべき仕事なのではという不満が、結局自治会の不要論につながっているという側面もあると聞くんですけれども、その辺りのお考えはどうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口地域安全課長。

○地域安全課長（山口聡一朗君）

自治会活動について、いろいろお願いをしているところでございますけれども、負担軽減というのが一番の課題かなと考えておりますので、特に役員の方たちの負担をなるべく減らしたいといった思いで、SNSの提案もさせていただいております。今後、そういったものを活用しながら、軽減策についてさらに一步踏み込んだ検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

下請けのような役割って言ったら何ですが、現在、自治会に対して業務の委託を行っているかと思うんですね、これは第2回臨時会の報告で、9月6日の台風11号による防犯灯の倒壊によって自動車の一部を損傷したと。そのとき総務部長から、「自治会の皆さまに協力をいただきながら」というのが、なぜか私には引っかかってしましまして。先ほど通告書の中でも言いましたけど、佐世保市でガードパイプが腐食していて高齢者が負傷したと。重症だったということですから、このとき10月9日にその事故が起きて、21日には専門業者への説明を行って、佐世保市では1,800キロ、400路線あるそ

うなんですけど、そこの歩行者と自転車用の防護柵の安全確認を全て行ったそうです。これが12月1日に終わりましたと。その集計で、×(バツ)、○(マル)、△(サンカク)というふうにして、×(バツ)は緊急性が高いということで、これは年度内に補正予算でちゃんと補修をするということで進めているそうなんですけれども。今回、自治会長に安全確認、防犯灯とカーブミラーの2つを、自治会によってはかなりな数を引き受けるわけですね。で、皆さんきちんとしてくださると思います。じゃあこれを、報告が来ました。このあとどうされるんですかね。どういうふうに安全対策を取るための方策として、どういうふうにして補修が必要な所はやるというふうになるんでしょうけど、その経緯をお知らせください。

○議長(山口憲一郎議員)

山口地域安全課長。

○地域安全課長(山口聡一郎君)

先日自治会長会におきまして、防犯灯の点検につきましてお願いをしたところでございますけれども、この意図といたしましては、普段散歩とかしている中で気がかけていただければといった意味合いでお願いをいたしましたところでございます。また地図の方も初めて配布をいたしましたけれども、要は自分の自治会のどこに設置をしてあるのかっていうのをお知らせしたくて、そういった意味合いで配布をいたしました。実際、皆さん見ていただきまして報告も上がってきておりますけれども、これにつきましては職員が上がってきた箇所につきまして出向いて確認をしまして、必要性を感じた場合、業者にも立ち会いいただきまして補修の方をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(山口憲一郎議員)

金子議員。

○9番(金子恵議員)

思っていたよりも強制的なものではなくて、見かけてここが危ないという程度での報告でも構わないふうなことをおっしゃったんですけど、事故があったのは事実ですし、その程度で安全確認が図れるのかなと。そこで万が一見落としていた場合の責任は町ですよ。そういうときはどういう対応を取るのかなと。今の「見かけたら教えてください」程度で職員が確認に行って、その程度の安全確認でいいんですか。

○議長(山口憲一郎議員)

山口地域安全課長。

○地域安全課長(山口聡一郎君)

カーブミラーにつきましては、令和元年度に業者に委託をいたしまして点検を行いました。実際、住民の皆さまから通報を普段いただいておりますけれども、それでも根元部分が腐食をしてとか報告をいただきながら、現場に赴いて確認をさせていただいております。今まで見てきた感触から申し上げますと、それでも安全確認といった意味では十分確認は取れているのかなと考えております。今後も、住民の皆さまの協力をいただきなが

ら周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

この確認の中で一番大事なのは、やはり緊急性があるものを早期に見つけるということだと思えますね。で、防犯灯とカーブミラーの方はそういうふうにして少しでも協力をということで、自治会の方に一応お願いをしていると。このカーブミラーとか防犯灯だけではなくて、街路灯についても安全確認が必要なんではないかと思うんですけど、今後の対応は考えてないのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

街路灯の安全確認についてですけれども、以前も議員の方から質問等もあったかと思うんですけど、街路灯につきましても支柱の根元がさびていたりとか穴が開いているとか、そういったことも把握している箇所もございます。多分以前もありましたとおり旧ユーコーラッキーの所ですね、現在マンションの建設がされておりますけれども、その辺の街路灯につきましても支柱の根元がさびていたりとか穴が開いている、そういった状況も確認をしておりますので、以前ちょっと穴が開いていてもまだ大丈夫であろうというふうな発言もありましたけれども、実際、腐食の状況にもよりますので、今回、その部分につきましても取り替えをしたいというふうに考えておるところでございます。またその他の街路灯につきましても、町には道路の作業員とかおりますので、そういった作業中に目視等の確認をすとか、そういった何らかの仕組みができないか、そういったところも広く研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

昨年6月議会で、防犯灯、街路灯の安全性ということで質問させていただいたんですけど、ちょっとはやりの写真を用意したんです。まず、昨年6月議会で質問するに当たって4月30日に写したときのユーコーラッキー前のポールです。1年半経ちました。それを拡大させてもらったんですけど、それがこれ、何もされてなかったんですね。ポールというのは、表向きこういうふうにさびがあるとか、それとかひびがあるとか傾きがあるとかっていうのと併せて、さびがある時点でもう中が腐食している場合が多いということで、安全性に確実にこれでいいということではないそうなんですよね、いろいろ調べてみたら。建て替えるということですけども、その建て替えも安価な物があるようなんですよ。例えば、根元で切ったらその直径に一回り小さいのを差し込んで、周りをコンクリートで固めるとか、安価な物があるそうなので、それはもう所管の方が調べるでしょう

からそこはお任せするとして、こういうふうに放置をされている。このポールは風速60メートルまでしか耐えられないそうです。ここはユーコーラッキーの前なんですけど、これは社会福祉協議会の横の通りです、交番の所の。かなりな腐食なんですよ。だからこういうのを考えると、やはり街路灯も点検が早急に必要というのはあるなど。これはある民間の方の玄関前です。これ1回補修をしてもらったそうなんですけれども、これも結局、元が腐食しているので、修理をしたもののやっぱり劣化がどんどん進んでいて、これを修理してもらったときは、触ったらグラグラグラグラしていたそうです。それを建て替えじゃなくて、ただ補修をしたと。そしたら結局はまた同じようにこういうふうに腐食が進んでしまったっていうので、実際回ってみるとこうだったんですよ。実は自治会に防犯灯の調査を見てくださいということで、この質問しようとしたんじゃなくて、やはりこの1年半の間に、あまり手立てがされていないっていうのもあったので、その時点で今回の質問はこれを取りあえずは含めようということで質問したんですけど。オリンピックの聖火リレーがありましたよね。あのときに、リレー会場となる町道の街路灯とか防犯灯の塗装だけは何か施されたというふうに聞いたんですよ。その時点で、ここのパチンコ屋の前なんかその会場だったと思うんですけど、その時点で何もされてなかった。それが今年の5月ですよ、半年前ですけども。だから、人間が言う大丈夫というのがどこまで本当に大丈夫なのかというのは、やはり専門業者に見ていただく必要もあるんじゃないかと思うんですけど。ここは建て替えるということですけども、どうでしょう。今後町全体でそういう情報をどんどん発信をしてくださいというふうに町民にお願いをするというのが必要になってくるんじゃないかな。これ、本当うちの周辺の一部ですよ。一部でこれだけのものがあって、実はここに持ってきてない写真もまだあります。そういうのを考えるとやっぱり怖いかと思うので。総点検っていうか、それで全部を建て替えるとかは緊急性がなければ必要ないと思いますけど、緊急性がある所を見つける対策を取るべきだと思うんですけど。部長、建て替える予定というふうにおっしゃったんですけど、今後の対応はどうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

ご提案ありがとうございます。確かに防犯灯にしろ街路灯にしろ、昨今の大型台風といったものを考慮しますと、やはり点検は重要であるというふうに考えております。そういった点検を自治会の方に協力をお願いすることもあろうかと思っておりますけれども、そういったことで、防犯灯、あと街路灯を今後どういった点検をしていくか、自治会との協働の中でどのように取り扱っていくかということも含めて、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

今回のテーマが住みやすい生活環境の整備ということで、安心安全を頭に幾つか中身を質問させていただいたんですけども。個人的な話になるんですけど、11月中旬に台風14号の影響を受けた椎葉村、そして水上村、五木村、その辺りの災害の跡をどうしても見たくて、2泊3日で行かせていただいたんですが、1,000メートル級の山の頂上から中腹までの全てが崩落している。数年前に復旧工事を行ったはずの所が、高さ100メートルぐらいのうちのもう3分の2が、また14号の被害で崩落している。天災、自然災害というのは人間の力ではどうにもならないと実感したところなんです。椎葉村から人吉に向かう道路も寸断されて全面通行止めっていうことで、あの台風14号はもしかしたら長与町を直撃するかもしれないという、多分大きい台風だったというふうに思います。それがたまたまちょっとそれて、椎葉村の被害が大きかったということで。天災はどうしようもないです。でも、こういうふうな嬉里中央の案件を考えると、車で良かったっていうふうに考えるしかない。人的被害が無くて良かったということを見ると、その人的被害っていうのは安全確認とか、そういうふうなことでいくらかでも防止できると思うので、その辺りをしっかりと安全対策を取っていただく方策を考えていただきたいというふうに思います。

次に4番のボランティアの清掃活動の件なんですが、住民との協働と言われる中で、さまざまな場面でボランティア活動をされている方がおられます。その中でごみ拾いをされている方から相談があって、これは窓口でって思ったんですが、この方だけじゃなくて、ほかにもそういうボランティアをされている方はたくさんおられて同じような悩みを持ってらっしゃるので、一般質問の中で直接お聞きしたいと思うんですけど。以前はごみ拾いをしたら、そのあとの処理はそのまま町で処分をしますという仕組みだったというふうに思います。ところが最近ルールが変わって、分別をして収集日に合わせて出してくださいっていうふうになったという相談があったんですが、これいつ変更になったんでしょうか。まずお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

ボランティアでの清掃のごみですね。今、議員がおっしゃられました変更になったという形での認識は、私どもは思っておりません。ただし窓口の話、もしくは電話での話の中で、どうしても相互の意思がうまく伝わっていなかった部分があるのかなと思っております。今後はその辺はちゃんと伝えるようにやっていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

その方々の立場で考えているのかということなんです。例えば変更になったって

うことであれば、でも違うということなんですけれども。この方々が言うのが「人が飲み残して廃棄したペットボトルをいったん持ち帰って、中を洗って乾燥させて収集日に出してください。皆さんだったらそれされるのかな」って。私も多分それはちょっと考えますよね。落ちていたマスクをいったん拾って自宅のごみに保管をして、それをまた収集日に併せて出す。こういうのってやっぱりいくらボランティアとはいえ、踏み込んでそこまでできるかなとなると、ちょっと考えものだなと思うんですね。課長がおっしゃったように、やっぱり仕組みっていかマニュアルみたいなものがあるとボランティアの方たちも「ボランティアはするけど、ここまでしてやればいいんだ」みたいなのがあろうかと思うんですね。だから、そういうマニュアルをやっぱり作っておくべきだというふうに思うんですけど、どうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

現在、確かにおっしゃられますとおりマニュアルという形での正式なお話はありません。ただし、住民環境課の係内での意思の疎通というのをちゃんと作り上げて、そしてそれをマニュアルという形でできるものであれば残していったって、住民にはボランティア清掃という形で少しでもやっていただけるような形での今後の仕組みづくりをしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

せっかく質問をさせていただいたので、どういうふうなやり方をすればいいのかというのをお聞きしたいんですが。例えば、資源になるものとならないものとか、いろいろあろうかと思うんですよ。燃えるとか燃えないとか。そこの決めていること、ある程度こういうのでいいというのがあれば、教えていただければ。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

基本的に道路とか公園とか河川とか、いろんな所で落ちていたごみですね。このごみについては基本的には2種類、プラスチックとかペットボトル、こういったものは全て燃やせるごみという形で集めていただく。缶とかビンとか鉄ですね、燃えないようなもの。こういったものは今言いました燃やせないごみといった形で、2種類で基本的に分けていただければと考えております。また、集めたごみもできるのであればやはり、タイミングが合うのであれば近くのステーションに出してもらえれば。それでもできないという所であれば、例えばどこかスペースがあるのであればそういった所に集積をしていただいで、後ほど、町の方で回収させていただければと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

住民の皆さまにご協力をいただきながら、それこそこういうこともできるというふう
に思いますので、厚意を持って活動されている方々がやっぱり取り組みやすい仕組みと
いうのを維持することが大事だと思うので、そういうふうな対応を今後も取っていただ
きたいというふうに思います。資源化物なんですけれども、月に一度自治会の方から拠点
回収ということで、出向いて資源化物の収集を行っております。最近、缶類、ビン類もそ
うですけど、量的にすごく少なくなったというふうに思うんですね。で、皆さんから出る
のは「ここまで少なかつに月1回せんばいけん」とっていうふうにおっしゃる方がだんだ
んおられる。重たかった紙類がステーションに戻りました。これはとっても楽だと思いつ
つ、結局は残っている量的にも少ない缶、ビン、その他蛍光灯とかありますけどね。これ
もうそろそろ、紙を戻したばかりだからそんな早急にと言われるかもしれないんです
けど、もうだんだん少なくなっている以上は、今後ビンとか缶もステーション回収にする
というふうに検討を始めてはどうかと思うんですけど、その考え方はどうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

今年度紙類を戻すという形を取らせていただきました。それとともに、缶、ビンを含め
たステーション回収も含めて、どのような形で資源回収を行うのがいいのかっていう検
討は常にしております。これは、収集のみならず今度、この処分の仕方でも処分先の問題も
出てきておりますので、その検討を重ねている状況でございます。今すぐステーションに
するとか、そういったことはもちろん言えないですが、ステーションに戻すことも一つの
選択肢としては検討している状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

よろしくお願ひしたいと思います。住みやすい生活環境という中で、長与町に來られて
一番びっくりされるのが、やっぱりこの資源化物の分別の多さなんですよね。慣れたら別
にどうもないんですけど、初めて長崎市とかから來られる方とかは分別が倍ぐらいにな
るというので、少しでも簡単な方法があれば。今もう全国的に実は戸別収集が主になって
きているという話もあります。戸別収集となるともっと費用がかかるので、せめてステ
ーション回収で皆さまがご理解いただけるような、そういうふうになれば少しは皆さん楽
かなと思うんですけど、改めて考えていただきたいと思います。では最後、地域おこし協
力隊のことで質問をさせていただきます。平成26年9月に地域おこし協力隊に関して
質問いたしました。当時は地域活性化とか担い手不足、先ほど答弁の中にもありましたけ

ど、その地域に移住してうんぬん、地域ブランドや特産品の開発などに協力をしてもらおう。定住定着を図る取り組みということでご紹介がありましたけれども、26年に質問した当時から見ると、国自体はこの制度を大きく拡大していくという方向にあります。令和3年度でしたっけ、6,000人を超えた隊員がいらっしゃるということで。募集内容はこちらから発信をして、その地域おこし協力隊として活動したい人が、自分が携わりたい内容を調べて選ぶことができるというふうなシステムも出来ているようです。皆さんが少数精鋭で頑張っておられますので、1人でも多くの方に協力をしてもらおうというそういう観点から、ゆくゆくは定住も考えられるということで、検討するに値する制度だというふうに思うんですね。考え方はいろいろかと思うんですけども、こういう方たちに協力をさせていただいて地域の活性化を図る、地域の住みやすさを図っていく、安心安全を図っていくというところでの活用ができないかということで、分野によってはということでしたが、検討はされたことありますか。例えば、こういう分野で検討したとか、そういう経緯は全然無いんでしょうか。途中で同僚議員も質問されたことがあったと思うんですけど、どうでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

中村政策企画課長。

○政策企画課長（中村元則君）

検討ということなんですけれども、私が秘書課長のときは情報発信の方で何とかならないかなということで検討した経緯もございます。本町におきまして、例えば農林水産等、外部の方が受け入れられるようなニーズがあるのかっていうところがまず入り口かなと思っております。それにつきましては、関係課で協議をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

すいません、なんか私の質問がちょっと回りくどくて下手だったかもしれません。地域おこし協力隊がどのように活用できるかというところの範囲というのが、今広がってきているというところでの検討もできるので、そこはそれに値するんじゃないかと思うので、考えていただければというふうに思います。その一例として、今回、住みやすい生活環境がテーマでございますので、その関連から以前も何度か質問させていただきましたけれども、生活圏にイノシシなどの害獣が迫ってきて、そういう状況を踏まえての質問なんですけれども、ほかの自治体で、この地域おこし協力隊にその対策として、ドローンを利用して捕獲を行っている所がございます。生活圏から近過ぎることで猟銃での捕獲は厳しいことなど、現在の長与町図書館の裏の山手は、イノシシの楽園と言われているぐらいイノシシが本当に多数見られるんですよ。もう動物園化しているみたいな。そのくらい多くなっていて、そこでドローンを活用したら熱反応によって居場所をピンポイントで確定して捕獲ができるというメリットがあるそうで、これを担っているのが地域おこし

協力隊というので、農業被害ですとか、もう本当に生活圏まで出ていることを考えると、安心安全の面からもやっぱり重要な課題の一つになりつつあるのかなというふうに思っていますけれども。どうでしょうか、そういうところでの活用は。なかなか捕獲できないんだし、そこでこういうドローンを使える方に熱反応で捕獲をしてもらえるのであれば、私は有効かなと思うんですけど。突然降ったような質問で、大変申し訳ないんですけど、お答えできる範囲で結構です。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木産業振興課長。

○産業振興課長（荒木隆君）

有害鳥獣対策のICT化といいますかドローンの活用ということと、地域おこし協力隊の活用と2つの側面からご提案をいただいたと思います。確かに全国的にといいですか、そういった技術を活用して有害鳥獣の対策の研究であったりとか、もう実装されてこういったものが提供できるという会社ですね、そういった情報もネットにも出ているような状況です。ただ、町内でそれを活用するということで、まだまだそういった全国的に活用されているっていう事例は多くなくて、恐らく捕獲まではできないのかなと思うんですね。追い払いが今実装がされている。追い払いも、じゃあどこに追い払うのかっていうこともありますので、なかなかドローンだけのっていうのは難しい状況かなと。あと町内も非常に狭くございますので、コストメリットといいますか、あと狭いからこそ生息地はおおむね特定ができていて、そこそこに箱罟であったりメッシュであったりという対策も取ってきているところです。ICTの活用を非常に効果的だということであれば、まずはICTの活用ということも研究していきたいと思います。一方で担う人材、地域おこし協力隊でないといけないということもないと思いますので、外部の人材、そういった地域おこし協力隊がより効果的だということが判断できるならば、その人材の発掘の一つの方法として検討していきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金子議員。

○9番（金子恵議員）

外部の人材で結構なんですよ。ただ、この地域おこし協力隊が480万円を上限に特別交付税を配分されるというところで、活用ができればお金は国から出て、ゆくゆくは定住してもらえるかもしれないというプラスな部分とか考えたときに、その活用はどうだろうかというところでのご提案でございました。ドローンですけれども、今月5日にレベル4と言われる飛行形態も可能になったということで、今イノシシの件で地域おこし協力隊という話をさせていただきましたけれども、中には地域おこし協力隊でこのドローンを使ってまちづくり、動画を作って町のPRとかに活用したりとか、そういうのをやっている方もいらっしゃるようなので、役立つ部分があるのであれば、改めて、そのうちいつかは検討していただければというふうに思います。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で、15時25分まで休憩いたします。

（休憩 15時12分～15時25分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、八木亮三議員の①本町の公共施設に関する町民の声について、②性的マイノリティの人権擁護についての質問を同時に許します。

1番、八木亮三議員。

○1番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。その前に1点、字句を軽微なとこなんですけど訂正がございまして、①(3)の中で多目的トイレという言葉を使っておりますが、昨年、国土交通省の方から名称が誤解を生むなどの理由で、現在はバリアフリートイレと呼ぶような通達があったようですので、バリアフリートイレとさせていただきたいと思いません。意味は同じものになります。では、大きな1番、本町の公共施設に関する町民の声について。私個人の政治活動の一環としまして、これまで町内の約8,500世帯以上に、長与町の変えるべきところ、変わってほしくないところというものについてご意見を求めるダイレクトメールを配布してきました。さまざまな年代の性別の方から多くのご返信をいただき、既に幾つかをこれまでの一般質問に反映してきましたが、今回その中から、町内公共施設についてのご意見を基にした内容を中心に、以下質問いたします。(1)長与町図書館の閉館時間が18時というのは社会人の利用者にとっては早く、利用しづらい。また、祝日が休館日なども不便であるというお声がありました。教育に力を入れている町の図書館としては残念に思われますが、開館日、時間の改善ができませんでしょうか。

(2)スポーツ施設を予約する際、一般的な抽選申し込みの場合、町内団体であっても前月の1日からしか予約ができず、抽選の結果もその月の半ばとなります。実施する集会やイベントなどの開催の周知、告知を行いたくても、場所が確定しなければ行えないということもありまして、もっと前から予約ができるようにしてほしいとの声がありますが、どうでしょうか。また公民館などの文化施設もスポーツ施設と同様に、オンラインで手軽に予約ができるようにできませんでしょうか。(3)長与総合公園町民プールですね、トイレが和式しかなく、かつかなり古く、それが原因でプールを利用したくないというお子さんがいらっしやいます。学校や公民館のトイレの洋式化やバリアフリートイレ設置が進む中、何十年も前のままの総合公園水泳プールのトイレもそのように改修すべきではないでしょうか。(4)長与町海洋スポーツ交流館の艇庫は、条例および条例施行規則により、長与町海洋スポーツクラブ協会または長与町ペーロン保存会に所属する団体に使用が限られていますが、海洋スポーツクラブ協会の所属および艇庫の使用を希望する本町のマリンスポーツ発展の寄与に意欲的な団体がいるにもかかわらず、この協会長が多忙など

の理由で会うことができず、所属および艇庫使用の許可が得られない状態となっ
ています。町の施設の使用の可、不可が、一私人の都合判断等に委ねられている状態は適当で
ないと考えますが、いかがでしょうか。

大きな2番、性的マイノリティの人権擁護について。去る11月1日より東京都がパ
ートナーシップ制度を開始いたしました。パートナーシップ制度が利用できる自治体に住
む人の数は、日本の人口の6割を超えております。本町は幸福度日本一のまちづくりを目
指すと標榜していますが、性的マイノリティ当事者にとってパートナーシップ制度があ
る町の方が、制度が無い町よりも幸福度が高いのは自明のことだと思います。各種調査の
結果から、少なくとも人口の約5%前後は存在すると言われる性的マイノリティは、本町
で幸福度日本一を感じてもらおう対象に含まれないのでしょうか。以下、町長のお考えをお
聞きます。(1)本町は、令和3年度に職員向けにLGBTに関する研修動画を購入し
使用しています。その内容として、ここでなら打ち明けても大丈夫と思える職場づくりの
必要性や、LGBTに理解を示す組織的なメリットなどの効果がありましたが、職員に対
してLGBTへの理解を求める前に、パートナーシップ制度導入によって、まずは町が
「長与町はLGBTの権利を尊重する町である」という姿勢を打ち出すべきではないで
しょうか。(2)憲法第14条において、全ての国民は人種、信条、性別などによって社
会的に差別されないことが定められていますが、法的に婚姻ができない性的マイノリ
ティのカップルは、法律上の夫婦と比較して、社会的な立場においてさまざまな格差があ
るのは明らかです。「日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います」と服
務宣誓している本町の職員は、パートナーシップ制度の導入により、この格差、差別が
わずかも少なくなることで、憲法第14条の理念を尊重、実現すべき義務があると思
えますが、どうでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、八木議員のご質問にお答えをいたします。なお1番目のご質問につ
きましては、所管をしております教育委員会から回答をいたします。私の方からは、そ
のほかのご質問につきましてお答えをいたします。

まず2番目1点目でございます。パートナーシップ制度導入により、長与町がLGBT
の権利を尊重する町であるという姿勢を打ち出すべきではないかというお尋ねござい
ます。本町では性的マイノリティの方の人権を尊重する町として、さまざまな取組みを
行っているところでございます。取組みの一環として当事者団体との意見交換ができ
ないか働きかけを行ったところ、町内におきましては当事者と話をする機会を得るこ
とができませんでしたが、町外におきまして支援団体の代表者と意見交換を行うこと
ができたわけでございます。制度の導入につきましてもご相談をさせていただいたこ
ろ、制度を導入しても利用者がゼロとなる可能性がある。それは、まだ地域において性的マイ

ノリティの方が利用しにくいと思う壁があるからと思う。そこを一つずつ解消しながら制度を確立してほしいということでございました。また「パートナーシップ制度は法的拘束力が無いため各自治体間で制度を構築していることから、利用可能な制度にばらつきが生じやすい。検討の際は近隣自治体で制度を統一し、どこでも同じ制度が受けられるようにしてほしい」とのご意見もいただきました。本町では性的マイノリティの方が感じている壁をなくすことができるよう性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様な在り方への理解を深めることが重要であると考え、理解促進の先導的な役割が求められる町職員を対象とした研修をはじめ、子どもたちへの人権教育、住民を対象とした人権研修の案内や人権啓発等を行っているところでございます。また県の人権会議におきましては、県内自治体の動向について意見交換するとともに、県単位で制度の導入をご検討いただくよう県に対しても意見を出させていただいております。本町では性的マイノリティの方の人権を擁護していくため、継続して職員の理解促進を図るとともに多様性を理解し、受け入れ、認め合い、性的マイノリティであることを理由に差別されることなく全ての人が自分らしく生活していけるようなまちづくりに今後も努めてまいりたいと考えております。2点目でございます。憲法第14条の理念を尊重、実現すべき義務があると考えられるがいかかという質問でございます。職員は新規採用の際、日本国憲法の尊重、擁護を宣誓しております。この宣誓には当然ながら法の下での平等を規定した憲法第14条を尊重、擁護することも含まれておりまして、職員にはその理念を尊重、実現すべき義務があると捉えております。パートナーシップ制度と同性婚の大きな違いは法的な効力の有無です。パートナーシップ制度の導入だけでは自治体から認められたカップルという制度に過ぎないため、官民が行うサービスが受けられる可能性があるに過ぎず法的な効果は生じません。また制度を導入したとしても、自治体によって取り扱いが異なるため統一的な制度とはならず、格差が解消されたとは言い難い状況でございます。本町といたしましては、憲法第14条の理念である法の下での平等を尊重、実現するため、性的マイノリティの存在を正しく認識し、性に対する多様な在り方への理解を深めることが最重要であると捉え、今後も引き続き人権教育ならびに人権啓発に努めてまいりたいと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

八木議員のご質問にお答えいたします。1番目1点目の長与町図書館の開館日と時間の改善についてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり現在の長与町図書館は、毎週月曜日および年末年始などのほか祝日を休館日としております。また、開館時間は午前10時から午後6時まででございます。今回、新図書館を整備するに当たり、町民ワークショップや各種会議などにおきましても、議員ご指摘のとおり開館時間を延長してほしいとお声をお聞きしております。開館日を増やし、また開館時間を延長することはそれ

に伴う図書館司書の増員や人件費の確保が必要となってきますので、開館日時の変更に つきましては、今後慎重かつ総合的に判断してまいりたいと考えております。また同時に、 図書館の開館時間に来館することが困難な方のためにも長与電子図書館のさらなる充実 を図ってまいりますとともに、公民館など他の公共施設とのネットワーク化も研究しな がら、町民の皆さまが本に親しむ機会を提供できるよう努めてまいります。次に2点目の スポーツ施設の事前予約時期と公民館等施設のオンライン予約についてのご質問でござ います。スポーツ施設につきましては、1か月前の事前予約を原則としておりますが、大 会やイベントなどにつきましては、その内容により最大1年前からの事前予約を可とし ております。特に長与町民体育館やふれあい広場などは中総体をはじめとする各種大会 が毎年開催されておりますので、主催者から施設の優先借用申請書を提出いただいた上 で、早期の予約受付を行っております。スポーツ施設の早期予約を希望される場合は、ま ず生涯学習課スポーツ振興班までご相談いただきたいと思っております。次に公民館等の施設 でございますが、予約申込方法等について利用者からご意見をお聞きしましたところ、オ ンラインではなく今のままが良いというお声の大半を占めておりました。これは高齢者 のご利用が多いということが要因だと考えられます。しかしながら今後のデジタル社会 を見据え、窓口での手続きと併用してオンラインでの予約やQRコードでの決済を可能 とするなど、利用者皆さまの利便性の向上が図れるよう費用対効果やニーズ等も十分考 慮しながら研究してまいります。次に3点目のプールのトイレの洋式化改修について のご質問でございます。現在、水泳プールのトイレにつきましては、男子用が1基、女子用 が3基で、いずれも和式トイレでございます。和式用のトイレも必要最低限残した上で、 今後洋式化への改修を検討してまいります。最後に4点目のご質問でございますが、公共 施設の使用につきましては、議員ご指摘のとおり、一私人の個人的な都合等によりその使 用の可否を決められるものではないと認識をしております。そのようなご相談がござい ましたら、行政として真摯に対応し、必要に応じて助言または指導を行いたいと考えてお ります。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

では、1番から再質問させていただきたいと思っております。（1）の図書館ですが、もちろ んお調べかと思うんですがご存じない方もいらっしゃると思っておりますので参考までにです が、近隣自治体の図書館の開館状況を調べますと、まず開館時間、長崎市立図書館と大村 のミライオン図書館は10時から20時まで、諫早図書館が10時から19時まで、時津町 図書館や多良見図書館は長与と同じ10時から18時ですが、時津町は土曜日が9時から 19時、多良見図書館は金曜日が12時から20時となっているようで、毎日ではない ですが、そういうちょっと延長している曜日などを設けているということですね。先ほど おっしゃったとおり、当然、時間、開館日を延ばすには人が必要になると思っております。昨日

の全員協議会でご説明いただいた新図書館等複合施設整備基本計画（案）では、現在の図書館スタッフが館長1名、司書4名、司書補助員、計10名で、昨日の新図書館の整備計画（案）では、新図書館は想定職員を16名とすると書いてありました。現在は10名ということですが、新しい図書館が広がるから16名必要ということではなくて、日本図書館協会の算定方法によると、本町の人口からいくと図書館スタッフがそもそも16名が望ましいということだと聞いているんですね。ですので、もちろん新図書館が出来たら16名っていうのは、そうあった方が良くと思うんですが、新図書館というのもまだ5年ほど先ですし、今の図書館を取りあえず利用者の利便性を高めることは大事だと思うんですね。それから、当然、新しい図書館の開館に併せて、急に6名追加しても、長与町民の図書館の貸し出し等の動向であったり好み、そういったものの把握や仕事そのものを覚えたりとかっていうのも急にはできないと思うんですね。ですので、16名とまでは今の図書館の状況等からは難しくても、1名でも2名でも司書や司書補助員を増やして、今の図書館のそういう、例えば1週間のうちある日だけ1時間でも2時間でも延長するとか、もしくは祝日の全日ではなくとも午後だけ開けるとかですね、そういうことを考えていただけないかと思うんですが、改めていかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

議員ご指摘のとおり現在の蔵書数の規模であったり、貸し出しの状況から言いますと、またイベントなどたくさん実施されている中で、現在の職員数はぎりぎりの状態だとは思っております。新図書館開館に向けてもちろんですけども、今の図書館の体制がなかなか厳しいぎりぎりの状況ですので、ある程度の職員数が確保できるように、財政面も考慮しながらですが計画的に増やしていくということを検討しております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうですね、図書館というのは生涯学習課が所管であることから示されるように、読書から知識や楽しみを得たりする学習意欲っていうのは児童生徒や学生だけじゃなくて、社会人や高齢者にも生涯を通じてあるものだと思うんですが、今、高齢になっても働かないといけなような社会になってきていて、高齢者も必ずしも日中に時間があるとは限らないですし、物価高騰の中で書籍の購入もこれまでよりもますます難しくなっているという社会状況ですので、ぜひ祝日しか休日がないとか夜しか時間が無いっていう方のためにも、そういう多様な生活スタイルに合わせるためにぜひ増員も検討して、できれば新図書館より前に今の図書館、そういう利便性を高めていただきたいと思います。1点目は以上です。2点目ですね。こちら大会やイベント、中総体というのは当然毎年のように開かないといけなかったりするので、1年前とか特別というか予約が必要なのは当然とい

うか大事だと思いますが、先ほど、本来の前月の1日よりももっと早く予約したい場合は相談をというご答弁だったと思うんですが、これ公民館なんかは2か月前の1日から予約できるわけですね。これスポーツ施設が2か月前の1日から予約できるようにすることには、何か課題や問題があるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

例えば、スポーツ施設の方を公民館と併せて2か月前からの予約を可能とした場合は、いつまで予約を締め切って、いつ抽選をするのかというのが一番課題になってくると思います。2か月前からの予約を可能とした場合は、最低1か月以上前に抽選を行って決定をするという流れになると思いますけれども、そうした場合、決定許可をしたあとにキャンセルをするという団体が多く出てきまして、もっと活動したかったという団体が思うように借りられなかったということも想定ができます。これは公民館施設では、競合があまり見られないんですけれども、スポーツ施設ではよくあることだと思います。町内にはほかにもたくさん公共施設がありまして、おのおの施設で事務の煩雑化であったり稼働率、そういった状況も異なりますので、恐らく一番最適な予約管理というのが当初決まったものと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

公民館よりはそういう利用頻度というか使いたい団体が多い、競合が多いということは一定理解できるんですが、登録している団体っていうのがあるわけですね。公民館の利用もそうだと思うんですが、例えば何も登録してないけども急に借りたいという方は、言ってみればキャンセルする可能性がどっちかという高いのかなと。ですが、登録して使いたい、「私たちはたくさん使いたいんですよ」とわざわざ登録して予約する方たちというのは、ちゃんと使われるんじゃないかなと思うので、多分当初そういう理由でそうになっているんじゃないかというお話でしたので、実際にそうなのかというか、2か月前だと本当にそういうキャンセルが多くなるのか、不便があるのか、ぜひ考えていただいて、利便性を高めることはしていただければなと思うんですが。それも兼ねてというか先ほどのオンライン予約ですね。これもちゃんと町民が何人以上の団体っていう登録をしてもらって、そういう人だけ使えるようなきっちりしたルールを作ればキャンセルはあまり発生しないと思いますので、スポーツ施設の方はもうオンラインが出来ているんですけど、今度は公民館の方もオンライン予約システムを導入したらどうかと思うんですが、先ほどのとおり今のままが良いという方は当然今のままが良いでしょうから、併用ですよ。当然別に全部オンラインでしかできないようにする必要は無いと思うんですね。窓口でこれまでどおり予約されたい高齢者などはそのまま。ただ、社会のデジタル化とい

うか行政のDX化っていうのを我々行政が押し進めているわけですから、ある意味ではこういうのを導入していくことで、そういうのに高齢者、そうでない方もですが、今まで使っていない方にも利用する機会を作ったり、必要だと思うんですよね。なのでそれも含めて公民館もオンライン予約できるようにしたらと思うんですが、このオンライン予約システム導入に約544万5,000円の決算額だったと思うんですが、逆に言うとこれだけの金額を使ってスポーツ施設だけ予約できるっていうのはちょっともったいないと思うんですね。実際このサイトを見ると公共施設予約システムと書いてあるんですよね。公共施設予約システムと書いてあって、そのトップページに施設種類から探すと書いてあって、それをクリックするとスポーツ施設1項目しかない。ということはこれ文化施設とかも併用できるような作りになっていると思うんですよ。公共施設予約システムなのにスポーツ施設しか予約できないというのが不自然というか、寂しいというか、もったいないと思うんで、オンライン予約システムも公民館、町民文化ホールなど文化施設も使えるようにしたらいいと思うんですが。導入のコストは先ほどの金額だったと思うんですが、維持費っていうのが多分ランニングコストでかかっていると思うんですが、これ毎月とか毎年の維持費、ランニングコストが、今予約できるのがスポーツ施設だけですけど幾らかと、もしこれに文化施設等の予約も可能にした場合、そのコストが増加するのか。もし増加するなら毎月幾らぐらい増えるのかっていうのは分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

おっしゃるとおりスポーツ予約システムにつきましては、公共施設予約システムというものになっておりまして、そこにスポーツ施設だけではなく文化施設、社会教育施設、公民館等も含めることはできます。経費の話になりますけども、今スポーツ施設の管理システムでは1か月システム使用料が10万4,500円でございます。これに公民館等施設、生涯学習課分だけになりますけども、以前こういった取り組みができないかということで経費も当たっていたんですが、追加でシステムを入れた場合、その改修費がおおよそ91万円。それから1か月のシステム使用料がおおよそ12万1,000円になります。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

12万1,000円というのはプラスということですか。それとも10万4,500円が12万円になるということでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

10万4,500円が12万1,000円になるということです。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そしたら、これは主観ですけど大きな予算増額じゃないと思うんですね。改修には91万円ということでしたが、そもそもシステム導入そのものがコロナ関連の国費ですよ、全額だったと思いますが。このプラス91万円がさらにそういう交付金等使えるかどうかは別としても、利便性等考える初期コストとしては、妥当かどうかはまた当然予算があがったら議会が判断するわけですが、使っていいんじゃないかなと思うぐらいですので、先ほどのとおり地域社会のDX推進の点からも検討をいただければと思います。それから次の3点目、プールですね。先日この質問通告のあとで報道で見たんですが、東京の日本トイレ研究所というNPOがあるそうで、そこが小学生と保護者を対象に行ったトイレに関する調査、1,000組から回答を得たところ、和式の便器を使えないという児童が男子で33.4%、女子で18.9%。それ以外の使えるという子どもたちの中にも抵抗はあるという子どもも結構いると。やはり学校のトイレの洋式化も今進めているところですし、この割合というのは当然これから年々増えていくものと思います。プールももちろん子どもだけのものではないですけども、当然子どもの利用が一番多いと思うので、やはり子どもの現状に合わせるのが当然だと思うんですね。先ほど一応検討ということでしたけど、どうなんでしょう。男子トイレは和式が1基、女子は3基で全部が和式。それ男子は1基を洋式化、女子の例えば3基のうち1基だけでも洋式化、こういうのは早急に行うべきだと。このトイレが和式である限りもうプールに行きたくないっていう子どもが実際にいる、使えないという子がいる以上は行うべきだと思うんですが、どうなんですかね。もうちょっと具体的に実際に行う予定とか、まだ漠然と考えているだけなのか、もう少しお答えがあれば伺いたいんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

男子用が1基、女子用が3基全て和式になっておりますけども、来年度のオープンのとときには男子用が1基、女子用が約2基、あくまでも予定でございますが洋式化するよう計画をしております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。もう来年からは使える予定ということですね。それはありがたいと思います。そうすると、現地を見ていないので申し訳ないんですが、バリアフリーのトイレとかを作るのは難しいんでしょうか。スペースであったりそういった問題でできないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

現在の水泳プールは昭和60年にオープンしまして現在36年が経過をしております。議員ご指摘のとおりバリアフリートイレは整備されていませんけれども、今後敷地内に新たに増築とか整備するというのは敷地面積的に難しいと考えております。プールを利用される際にバリアフリートイレのご希望があった場合は、ちょっとご不便をおかけしますけれども、お隣の運動公園広場のバリアフリートイレをご案内したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

今、障害者への合理的配慮というのが重要になってきている中ではあるんですが、当然、場所が無いとかいう上ではやむを得ない部分もあるかと思いますが、そういった方のご希望等も、今後、具体的に町にあたりした場合にはぜひその話を聞いて検討なりしていただければと思います。次に大きな1番の4点目、海洋スポーツ交流館の艇庫についてですが、まず、先日からこの件で生涯学習課長とお話をしてきましたが、海洋スポーツクラブ協会かペーロン保存会、どちらかに加盟するに当たってのそもそも要件等が明確にないと聞いたんですが。いわゆる申請書も正式な書式ではないと。つまり海洋スポーツ協会もしくはペーロン保存会に入りたいという人がいた場合に「入りたいです」と言ったら「いいよ」という口頭というか、現状そういうレベルだということなんですね。これは、やはりあれだけの規模の町の資産というか艇庫を使える、使えないとかそういう重大な決定に関して非常にずさんじゃないかと思うんですね。もし分かればですが、あの艇庫、建設費は幾らぐらい、維持管理に年間幾らぐらいかかっているか分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

申し訳ありません。資料がそろっておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

分かりました。あの規模を見れば一定の金額かかっていることは分かると思うんですね。事実上、海洋スポーツ協会とペーロン保存会だけで条例上もですけど使っていると。もちろん誰でも使っていていいとなると、いろんな物を自由に置きっ放しにされたりということも考えられるので、どっちかに加盟しないと使えないという条件は残してもいいかなとは思いますが、個人的には。ただその場合にでも、海洋スポーツ協会かペーロン保

存会に入るのに対して、例えば何人以上の団体で町民が代表であるとか、もしくは町民が何人以上とか、もちろん目的もですけれども、こういう要件を満たせば加盟できるんですよという要件を設けるべきだと思うんですが、その辺りどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

スポーツ協会の一単位協会、また一団体への入会に対する要件を町の方で整備をするというのはなかなか想定ができませんし、難しいところだと思っております。そういった規定はある程度必要だと思いますので、そういったご相談がありましたら必要に応じて助言をしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

そうすると、当初の質問にあったように、ある団体が海洋スポーツ協会に加盟したいと言っているけど何らかの都合でなかなか会うこともできないとかっていう状況が続いている。これどう解決されるんでしょうか。これに対してどういうことが町としてできるのか、やるべきか、お考えを伺いたいんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

議員がおっしゃるとおり艇庫を使える団体につきましては制限がありまして、それは条例規則にうたってあります。そういう意味でも、入会の方法とか基準とか町としてもある程度やっぱり知っておく必要があると思っておりますので、そういったご相談がございましたら、双方のご意見をお聞きしながら適切に対応したいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

町長が遊び心のある町というのを打ち出されて、大村湾を使ったマリンスポーツをこれから盛り上げていくという中で、実際に長与町でそういうことをやりたいという団体があったときに、結局、曖昧なままで加盟ができない。イコール艇庫が使えないとかっていう不便があると、海洋スポーツの盛り上がりっていうのもないと思うんですね。なのでぜひこの辺りは早急に何らかの解決方法を考えていただきたいと思います。この艇庫についてですが、先日中を見せていただきましたけれども、ペーロン舟が大きいので大部分をペーロン舟の格納に使っている。これは分かるんですが、海洋スポーツ協会が使っている部分に明らかに長年使っていないようなカヌーかボートか、そういう物があるんですね。これがちゃんと管理されているのか、もしくは管理しているかどうかを町が確認してい

るのか、それが心配なんですよね。というのも、例えば海洋スポーツ協会に加盟している下部団体がそういうボートなんか置いたと。でも、そのまま結局活動しないまま、例えば解散したり、もしくは極端に言うともち主が亡くなったりしたときに、その撤去を誰がやるのかっていうことになると思うんですね。それ結構大型な物で町が撤去するってなると町の予算とか使うことになる。そういうのはやはり当然あってはならないことだと思うんですね、個人の所有物ですので。前回の一般質問でも既に解散していた商店会の看板が道路に長年放置されていて、多分あれ町の予算で撤去するんですよね。なので、そういうことがこういう所でまた起こるんじゃないかと思うんですね。なので、例えばああいう置いてある物っていうのを定期的に確認して使っているかどうかとか、もし使っていないなら、事実上活動していないなら撤去を求めるとか確認通知をすべきだと思うんですが、その辺りはどう考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

艇庫に限らず町内のいろんな公共施設には道具であったり備品であったり、そういう物の管理と整備につきましては、きちんと責任等を明確にする必要があると思っております。艇庫につきましては海洋スポーツ艇庫入庫申請書というのを出示していただいておりますので、この艇庫内にある物に関しましては全て所在がはっきりしているものと理解をしておりますけれども、管理がきちんとできていない場合は必要に応じて先ほどの通知であったり指導であったり、そういったことは行いたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ぜひやっていただきたいと思います。先日の商店街の看板も結局十何年も前のことで経緯が分からないとか、誰が当時の責任者か分からないとかっていうことで、うやむやなままある意味税金で処分するわけですよね。だからそういうことがないように、ぜひ皆さまには責任を持って、そういう結果にならないような対策を取っていただきたいと思います。あとは先ほども申し上げましたけれども、今、マリンスポーツ盛り上げようっていう団体の中には、長与町のPRや交流人口拡大に可能性があるんじゃないかと思われる団体もあるようですので、ぜひ、公平公正に使用できるように町は是正を行っていただきたいと思います。大きな1番については以上です。

大きな2番のパートナーシップ制度についてですね。これもう4年連続になりますね、この質問が。何度も言うように、まず予算もほとんどかからない。そして導入によってメリットのある当事者はいる可能性があるにもかかわらず、これが導入されて不利益を被る人はまずいないと思うんですね。関係ない人にはこの制度が有ろうと無かろうと関係ないわけですから。それなのになぜそこまで本町が導入をしないのか、非常に私は理解

に苦しむんですね。先ほど町外の当事者団体の方と意見交換されて、その中でもどっちかって言うとはほとんど否定的なお答えでしたね、町長の答弁では。この町外の当事者団体、このパートナーシップ導入について意見をもらったとき、もっとプラスとか導入によるメリット等は何も言われなかったんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

当事者団体というか支援団体の方と意見交流をさせていただいたところです。意見の中で理解促進と制度の導入は車の両輪だということをまずは言われました。どちらも大切なことだと。制度の導入だけでもいけないし、理解の促進だけっていうのもどうなんだろうかとこの言葉をいただきました。それで私たちも去年から申し上げていますように、導入に向けていろんな検討、研究をさせていただいたところでございます。その中でやっぱり「理解の促進がない所で制度を導入しても恐らくゼロになるでしょう」と。申請者はですね。というのが、先ほど町長の答弁にもありましたように見えない壁がそこにはあるんだと。申請したくても申請できない、相談したくても相談できないような壁があるんだと。ですから「まずはその理解促進を図る必要はありますね」ということを言われました。私たちもいろんな団体が導入をもうされておりますので、いろんな導入に至った経緯ですとか、なぜ導入しない自治体があるのかとか、そういったところもちよっと踏み込んで研究をさせていただいたところでございます。既に導入されている所につきましては、やっぱり支援団体の方とか当事者団体の方と色々な意見交換をしながらより良い内容のものを作るというところで、非常に連携が取れている所が導入に踏み切っていると。確かに人口カバーでは60%を超えた制度の導入となっておりますけど、自治体の数で見たら、1,700自治体ぐらいあるのに242自治体で13%、14%ぐらいしか無いのは何でだろうと。逆に私もこの制度を導入しないのは何でだろうというところを考えたときに、同性婚とパートナーシップ制度っていうのが似て非なるものといえますか、制度のいろんな人権を考えた上で、きちんと権利であるとか、保障がされた内容になっていないっていうところが、恐らく、導入をしていないというところにつながっているのではないかなというふうに考えているところです。本町においても、相談等も日々させていただいておりますけれども今のところ声が上がってこない。やっぱり制度の導入するには制度設計を行政だけが机上で考えるのではなくて、一緒に制度設計というのはしていくのが一番より良い制度になっていこうかと思っておりますので、そういった議論が一緒にできる状況になりましたら、再度改めて検討させていただければというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

非常に苦しい言い訳にしか聞こえないですね。導入しても利用する人がゼロとなる可能性があるとされた。それは当然可能性はあると思うんですよ。でも逆に言うと、制度が無いと当然申請もしようがないわけで、制度が有れば申請する方はいる可能性だってあるわけですよ。無いものは申請のしようがないわけですよ。ばらつきがあるとかいうことももう何年も前から同じことをおっしゃっていますけど、それは作ったあとで統一したり、ほかの自治体と連携したりしていけばいいわけで。先日もパートナーシップ制度導入している佐賀県と福岡県が両県で連携すると。どちらかの県で宣誓していれば引越したりしてもそのままその効力が使えと。これを来年1月から実施するということなんですね。連携の発表に際して福岡県の服部知事は「利用者の負担を軽減させ、制度の利便性を向上させようと協定を締結した。今後、民間企業にもサービスを提供してもらえよう働きかけたい」とおっしゃっているんですよ。これが本来の住民の人権を守る行政の、町の姿勢じゃないかと思うんですね。導入してから不備があれば訂正すればいいじゃないですか。ご存じのとおり条例じゃなくて要綱で導入している所も多くて、条例だと改正も非常に大変だったりってありますけど、要綱であれば当然改善していてもいいわけですし。先ほど町長の答弁で、職員が町民の理解を深めるための先導者になるということですかね。職員が先導するというようにおっしゃっていましたが、職員じゃなくて町長の役割だと思いませんか。町長にお伺いしますが、昨年12月に同様の質問をした際に「パートナーシップ制度を導入しないことが性的マイノリティに対する差別とは考えていない」と答弁されましたが、今も同じお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

議員がおっしゃっていることを理解していないわけではありません。ただ、今長与町が取り組んでいるのは、LGBTに対する権利等々につきまして、人権という立場からもう1回学び直していこうじゃないかということなんですね。議員がおっしゃっている制度ってということで入ってくると、前のめりになってしまうと。やはりきちんと理解した上で、それを制度化するかどうかというのは次の段階だと思うわけですね。大きな所が入っていますけども、例えば長崎市とか熊本市とか世田谷区とか、ああいった所は大変多くの人がありますから、いろんな形でそれが交わって薄められてしまうということでもありますけれども、小さな町等々につきましては、なかなかその辺りが制度として運用していくことがいかなのかと。それにはまだまだ時間がかかるんじゃないかというふうに私は思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

例えば質問とか提案をさせていただいた当初とかですね、4年前にそういうご答

弁なら私もまあまあ仕方ないかなと思うんですが、もう4年経つんですね。もちろん先ほど利用する方はゼロかもしれないとおっしゃいましたが、利用したい人は言ってくださいとか、手を挙げてくださいというのは極めて難しい問題だと思うんですね。ある意味カミングアウトしないとそれが言えないという。例えばこの制度を導入しても、多分ほとんど全ての自治体、じゃあこのパートナーシップ制度を申請したいという人が、でも誰にも知られたくないっていう方にちゃんと対応しているんですね。もちろんゼロの自治体もあるそうです、導入はしたものの。でもそれはそれでいいじゃないですか。その制度がある所に、実際にIターンで転居したっていう同性のカップルの方もいらっしゃる。この話多分3年前にしたと思うんですが、そういう制度があることで、そういう可能性が逆に高まると思うんですね。この制度を導入したから「私は長与町から引っ越します」なんていう人、多分いないと思うんですよ。私はこれ、できないのじゃなくて、やりたくないようにしかもう聞かえないんですね、4年間言ってますんで。先ほどのとおり憲法第14条っていうのは、差別を禁じた憲法の中でも大変重要な文言だと思うんですね。結婚制度は当然国が決めることですので、もちろん今後もしかしたらそういう議論はようやく始まるかもしれませんが、現に同性婚という法律制度が無いんですから。その中で少しでも自治体ができる、この差別を少しでも格差を埋める方法っていうのは、このパートナーシップ制度しかないし、それだと思うんですよ。少なくとも結婚に限りなく近い権利を与えることができるのはですね。自治体にはそういう権利というか、そういうことを与える制度を作る力があります。これによってそういう社会、性的マイノリティとかに理解を示しましょうと。制度の導入をもって、より伝えればいいじゃないですか。両輪と言いましたが、両輪と言っているうちパートナー制度を導入しなかったら語りのままですよ。理解を深めてとずっと言っていますけども、もう4年間いつになったら理解が深まるのかっていうことなんですよ。どうですかね、この憲法14条を尊重する、守るためにも、やっぱりパートナーシップ制度、これが憲法14条を少しでも、この理念をかなえるものに近づく手段だと思うんですが、そう思いませんか。どうですか、宣誓しているわけですね、皆さんは。憲法を守ると。そしたら、憲法を守るとするか、憲法をより守る方に近づけられるんですよ、皆さんの力で。皆さんの判断一つですよ。そうなると思いませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

議員もご存じのことと思いますけれども、パートナーシップ制度では法的効力が無いために、行政とか企業へ同等の対応を求めるにすぎず、サービスの提供が受けられるか、受けられないかというところについては、サービスを提供している側の判断になってしまいうところで、それが受けられる人もいれば受けられない人もいます。果たして行政がそれをするによって、皆さんが平等にサービスを受けられるのであれば、それは差別の解消につながるっていうふうに思いますけれども、やはりサービスの提供をしても

片方で受けられる、片方で受けられない、こんな理不尽な世の中なんだなっていうのを私も思っております。全く私たちはパートナーシップ制度を否定するものではなくて、もっと議論が深まればやっていきたいという思いでいるところでございます。何度も申し上げますように、結婚とは違って民法上とか所得税法とか、いろんところで差別を受けたままで今いらっしゃる方がおりますので、今回の東京都が進めてあったりとか、東京地裁が違憲状態にあるっていう裁判を判断されたというところで、これがもっと国の方でも議論が活発化してほしいと思っておりますし、県の人権会議の中でも本町はぜひ導入をしたいということで意見を言わせていただいておりますし、支援団体の方とお話をさせていただいたときも、これは市町1町ずつでの導入ではなくて、もっと広域的な導入をした方がいいんだというご意見もいただいたところで、県の会議でもぜひ導入を、県内を含めてやっていただきたいということで意見を言わせていただいているという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

ちょっと何か話が違うというか。導入したいのであれば長与町だけで導入したらいいじゃないですか。何で県に自分たち導入したいって。導入できる立場ですよ皆さんは、長与町だけでも。法律ほどの効果が無いからといって導入しないんじゃないじゃなくて、でも法律ほどの効果が無くても法律上の夫婦に近い、パートナーシップ制度が無いとできないことでも、できることも少し出てくるわけですよ。それだけでも、その権利を与えたらいいじゃないですか。なぜできないんだろう、分からないですね。これ、もう3年前も多分言いましたけど。吉田町政もあと1年半ぐらいですかね、取りあえず選挙までは。吉田町政の間はパートナーシップ制度は導入が無いと考えていいんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

先ほども答弁したように、当事者団体とか支援団体の方と議論を深めることが可能になってきた状態で、きちんとした制度として確立をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

4年経ってもその議論とかもできてないんであれば、この先1年ぐらいでそれが期待はできないと思いますが。私も、当然来年の選挙で当選するかどうかわかりませんが、こういうことを訴えられるのももしかしたら今期で最後になるかもしれないので、ちょっと強く言わせていただきましたけどですね。ぜひ、もう一度改めて住民の人権を考えて

いただきたいと思います。当事者でない方が分からないことを想像して立場に立つというのが、やっぱり行政の方の仕事だと思いますので、どうかよろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時25分）